

午前十時開議

○桜井純子委員長 ただいまから文教常任委員会を開会いたします。

○桜井純子委員長 本日は、報告事項の聴取等を行います。

それでは、1 報告事項の聴取に入ります。

まず、㊦令和八年第三回区議会定例会提出予定案件について、議案①世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例と、関連する報告として、㊧区立幼稚園集約化等計画の進捗状況についての二件について、一括して理事者の説明をお願いします。

○米倉乳幼児教育・保育支援課長 それでは、私から、議案①と報告㊧を一括して御説明させていただきます。

まずは㊧区立幼稚園集約化等計画の進捗状況について御説明いたします。

1 主旨でございます。令和四年八月に策定した区立幼稚園集約化等計画について、その後の計画の一部変更なども踏まえまして、現在の進捗状況について御報告させていただくものです。

2 「区立桜丘幼稚園・区立松沢幼稚園」及び「区立中町幼稚園・区立三島幼稚園」の集約化についてでございます。

㊦施設の改修及び集約化後の園運営について、①桜丘幼稚園・松丘幼稚園についてです。集約化後の住所は旧桜丘幼稚園となります。工事期間は令和九年三月までで、四月からは新園として運営をスタートいたします。主な改修内容については記載のとおりです。新園の名称につきましては、幼稚園で考えた名称案を基に保護者アンケート等を実施して選定いたしまして、さくらのおか幼稚園と決定いたしました。また、集約化後は三年保育等の保育園機能の拡充を行います。三年保育開始後の定員については記載のとおりです。

続きまして、②中町幼稚園・三島幼稚園です。集約後の住所は旧中町幼稚園となります。工事期間は当初、令和九年七月までを予定しておりましたが、令和九年三月までに短縮しまして、さくらのおか幼稚園と同じく、四月からは新園として運営をスタートいたします。主な改修内容については記載のとおりですが、こちらは施設の構造上、エレベーターを設置することが困難だったことから階段昇降機を設置することといたしました。新園の名称につきましては、同様の選定を行い、たまがわのもり幼稚園と決定いたしました。三年保育開始後の定員についても、さくらのおか幼稚園と同様でございます。

㊦三年保育の開始については、記載のとおりです。

㊧集約化後の預かり保育の充実については、後ほど報告案件でございますので、こちらは割愛させていただきます。

㊨集約化後の医療的ケア児や要配慮児の受入強化についてでございます。集約化後は施設改修を通じたバリアフリー化を図っており、新入園児募集時に要支援児の優先受入れを行うとともに、医療的ケア児の受入れに当たっては、登園方法や看護師の配置を調整いたします。

㊩合同保育における成果と課題についてでございます。現在、集約化予定園において令和九年度の集約化に向けたならし保育期間として、一時移転に伴う合同保育を実施しております。合同保育によって園児数が増加したことで多様な友達との関わりや協働的な活動等が充実いたしました。一方で、園運営や職員体制については、人事評価や人材育成面において職員の管理や把握に制約があり、保護者対応や個人情報の管理等についても、どちらの園についてのものであるかを慎重に確認する手続が増加するなどの課題が明らかになっております。また、緊急性を要する緊急時の対応についても同様の懸念があり、次の一時移転に当たっては対応を検討する必要があると考えております。

3 給田幼稚園の改築及び八幡山幼稚園の運営方針の検討についてでございます。給田幼稚園の改築については、令和八年四月に改築整備方針を取りまとめ、現在、九年四月の策定を目指して基本構想を策定中でございます。下にある表は、給田幼稚園の改築に係るスケジュールのイメージでございます。

では、次のページへお進みください。㊰改築期間中の給田幼稚園の運営についてでございます。（仮称）認定こども園給田幼稚園複合化施設の改築期間中は、給田幼稚園を八幡山幼稚園へ一時移転いたします。令和九年度新入園児募集時に周知をいたします。一時移転中の園運営につきましては、八幡山幼稚園の園舎及び園庭を活用し、八幡山幼稚園と合同保育を行う予定でありましたが、合同保育の課題を含め、一時移転の運営体制については検討してまいります。また、給田幼稚園周辺から八幡山幼稚園までの通園が困難な園児につきましては区として通園支援を行う予定ですが、具体的な支援方法については現在検討中でございます。

㊱八幡山幼稚園の運営方針の検討についてでございます。八幡山幼稚園の運営については、烏山地域の未就学児数の推移や幼児教育施設の状況等を踏まえ、令和十年度に実施する新入園児募集までに今後の方針を示すこととしております。一方、先ほど述べました

合同保育の課題から、三年間に及ぶ給田幼稚園の一時移転期間中に合同保育を行う場合の影響なども考慮しまして、給田幼稚園と八幡山幼稚園の集約化時期の前倒し等も視野に入れて検討を進めているところでございます。

4 砧幼稚園改築に伴う仮設園舎への移転についてでございます。砧幼稚園は令和八年二月、砧小学校・砧幼稚園改築基本設計についてのとおり、認定こども園として整備するため、現在、仮設校舎・園舎を建築しており、令和九年度より仮設園舎へ移転し、園運営を行う予定です。仮設園舎の使用期間は令和九年度から令和十二年度までの予定で、その間は四歳児、五歳児各学年一クラスの運営となります。

5 関連する条例及び規則の改正でございます。第三回区議会定例会において関連する条例改正の議案を提出いたします。また、関連する規則の改正については教育委員会へ議案を提出いたします。

6 今後のスケジュールについてでございます。第三回区議会定例会で関連条例の改正を行うとともに、その後の教育委員会において規則の改正を行います。十一月一日からは、令和九年度新入園児の募集を開始いたします。令和九年三月には新園の改修工事が終わり、四月から新園二園と砧幼稚園の仮園舎での運営をスタートいたします。その後、令和十年度から十二年度までの三年間は、給田幼稚園等複合化施設の改築に伴い、八幡山幼稚園へ一時移転を予定しております。令和十三年四月には、給田幼稚園と砧幼稚園がそれぞれ新しい施設でこども園として運営を開始する予定でございます。

以上が区立幼稚園集約化等計画の進捗状況の報告になります。

続きまして、世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

1 主旨でございます。世田谷区立松丘幼稚園及び世田谷区立桜丘幼稚園を集約し、世田谷区立さくらのおか幼稚園を設置するとともに、世田谷区立三島幼稚園及び世田谷区立中町幼稚園を集約し、世田谷区立たまがわのもり幼稚園を設置する必要があるので、世田谷区立学校設置条例の一部を改正するものでございます。

2 主な改正内容でございます。別表一の部、「世田谷区立三島幼稚園」、「同 中町幼稚園」、「世田谷区立松丘幼稚園」及び「同 桜丘幼稚園」を削除し、「同 さくらのおか幼稚園」及び「同 たまがわのもり幼稚園」を追加するものでございます。

3 改正案につきましては、資料右肩に記載の二ページ以降の新旧対照表のとおりでございます。

4 今後のスケジュール（予定）につきましては記載のとおりとなっております。本条例は第三回区議会定例会に上程し、令和九年四月一日から施行する予定でございます。

私からの説明は以上でございます。

○桜井純子委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○中山みずほ委員 二ページの㊦集約化後の医療的ケア児や要支援児の受入強化のところで、この医療的ケア児の受入れに関して一応確認ですが、看護師を配置するということですが、これは保護者等の付添いをしなくてもいいという解釈でよろしいでしょうか。

○米倉乳幼児教育・保育支援課長 これは保護者の付添いが伴わないもので、看護師をその園に派遣することを想定しております。

○佐藤美樹委員 合同保育の成果と課題で、課題のうちの運営体制の指揮命令系統とか、指揮命令系統と同じく人事評価、職員の方たちの日々の現場での様々な課題があるということが書かれていますけれども、これはどういう方向で、例えば都度都度、医療的ケア児のことについてはこの人がチームリーダーとか、そういう二つの組織をどういうふうに体制を変えていこうという方向性とかがあれば教えてください。

○米倉乳幼児教育・保育支援課長 現在の合同保育についてですが、園が二つあるんですが、園長先生が二人おります。一人の園長先生は兼任園長で、小学校と兼任なので常に園にいるわけではございません。もう一人が専任園長、そしてあとは副園長が一人、その下にそれぞれの職員がいるというような体制になっております。

それで職員の指導をする場合に、園が二つある関係で、どちらの園長が指示をするとか、あと評価をするかというところが元の園のところに割と縛られるというか、そういう点で、うまく指揮命令系統だったり、あとは人事評価のところでそごが生じてくるというような状況でございます。何かあるとそれぞれの園の園長先生にお伺いを立てないといけないということなんですけれども、例えば兼任園長にお伺いを立てる場合は距離もあることから、その場ですぐに結論が出なかったりとか、そういう事務的な時間が生じるというところを今後改善できればと考えております。

○宇都宮教育総合センター長 今のは管理的な面からのものですが、実際、子どもたちが合同で保育をされていると、別々に保育をしているわけじゃなくて、二園の子たちが一緒に遊んでいるような状況があるわけで、そういった子どもたちの状況を把握し、指示というか支援をしていくためには、組織としては二つではなくて一つのほうがいいんじゃないか、そういう課題点を見つけたということでございます。

○佐藤美樹委員 当然、現場は一つになるので、今センター長がおっしゃったような方向性で、日々小さなことを現場の先生たちでいろいろ把握されて、やっぱりそのことが大きくなならないうちに上の主任だったり、そういう方たちに共有しようという思いでやっていらっしゃると思うので、指揮系統がやっぱり一本化していたほうが現場もスムーズだと思うので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。意見です。

○岡本のぶ子委員 関連なんですけれども、今の合同保育における主な課題というところは、さくらのおか幼稚園とたまがわのもり幼稚園側の約一年弱の中で見えてきたことということの御説明だと思うんですね。

その上で、今後、八幡山幼稚園と給田幼稚園が三年間合同保育を行うので、そのときに検討が必要だということが書かれているわけですが、現実に関今、合同保育をやっている二つの場所において、緊急時の対応というところで、今ここは課題と書いてあるんですけれども、実際、何か支障が起きてしまったという事例があるのかどうか伺えればと思います。

○米倉乳幼児教育・保育支援課長 緊急時の課題というところで、ここに書かせてはいただいたんですけれども、実際にそういうことが起こったということはまだなくて、ただ、実際に起こったとしても、それは現場にいる先生方で解決をするものと認識しておりますので、直接これが大きな影響を及ぼすというところは今は認識はございません。実際報告もありませんので、その点は大丈夫でございます。

○岡本のぶ子委員 そうであるならば、三年間の合同保育に向けた特に気をつけなくてはいけない部分というのは、この課題の中のどの体制、今、宇都宮センター長のほうからも御発言はありましたけれども、こういった面であるのかを伺えればと思います。

○米倉乳幼児教育・保育支援課長 こうした課題を踏まえまして、三年間という長い期間でございますので、果たして合同保育という体制がいいのかどうか、そこも含めて今検討しているところでございます。なので、先ほど別の委員がおっしゃられたように、それこそ一本化したほうがいいのかというところも含めて検討しております。

○岡本のぶ子委員 分かりました。それでは、今回の合同保育の成果と課題を踏まえてということでございますが、今、逆に先行して行っている園の中で、来年四月の開園に向けて行われている途上であると思いますので、まずその中の園児の安全というところについてはしっかりと目配り、気配りをさせていただく、万全の体制で臨んでいただいているということによろしいでしょうか。

○米倉乳幼児教育・保育支援課長 そこは大丈夫でございます。

—————

○桜井純子委員長 次に、②世田谷区立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例と③世田谷区立認定こども園保育料条例の一部を改正する条例と、関連する報告として、㊦預かり保育の充実及び預かり保育料の額の改定についての三件について、一括して理事者の説明をお願いします。

○米倉乳幼児教育・保育支援課長 それでは、一括して御説明させていただきます。

まず初めに、報告のほうで預かり保育の充実及び預かり保育料の額の改定について御説明をいたします。

1 主旨でございますが、区立幼稚園集約化等計画に基づき、令和九年度に新設する新園において預かり保育の充実を図るとともに、ほかの幼稚園や認定こども園においても保育料額を改定いたします。

2 について、新園において、時間、期間、定員について預かり保育の充実を図ってまいります。表の右側が充実の内容でございます。朝の預かり保育を行うとともに、終了時間を十六時三十分から十八時まで拡大いたします。また、長期休業期間中の預かり保育を新たに実施し、定員も二十五名から三十四名へ拡大いたします。

3 預かり保育料の額の改定についてでございます。㊧幼稚園の預かり保育料について、新園の預かり保育の充実に伴い、保育料の額をこれまでの日額二百円から利用時間に応じた額に変更いたします。また、新園以外の幼稚園についても、降園時間のニーズに即した時間に対応するため、日額から利用時間に応じた額に変更をいたします。額については一時間につき百円とし、これは後ほど御説明をいたしますが、預かり保育料の無償化の日額上限四百九十円の枠組みを充実後の預かり保育時間、二百七十分を標準時間として捉えまして、一時間単位に換算した額でございます。

次のページへお進みください。㊨認定こども園の預かり保育料について、これまで複数設定していた利用区分を廃止しまして、幼稚園と同様に、利用時間に応じ一時間につき百円に改定いたします。

4 預かり保育料の無償化（施設等利用費の支給）についてでございます。子ども・子育て支援法の規定に基づき、保育の必要性に該当する保護者について、請求に基づき支払った金額を支給いたします。

5、関連する条例、規則の改正ですが、後ほど御説明いたします幼稚園保育料条例及び

認定こども園保育料条例について、第三回区議会定例会へ議案を提出いたします。

6 今後のスケジュールについては、記載のとおりでございます。

続きまして、議案②世田谷区立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例及び③世田谷区立認定こども園保育料条例の一部を改正する条例について御報告をいたします。

初めに、世田谷区立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例についてでございます。1 主旨でございます。区立幼稚園集約化等計画に基づき集約する幼稚園において、三歳児保育を開始するとともに、預かり保育の実施日及び提供時間の拡充に伴い預かり保育料の額を変更し、併せて規定の整備を図る必要があるので、世田谷区立幼稚園保育料条例の一部を改正するものでございます。

2 主な改正内容でございます。条例第一条中「教育時間の終了後」を「教育時間の開始前若しくは終了後又は教育課程に係る教育活動を行う日以外の日」に改めるものでございます。次に、条例第二条第一項第二号中「四歳」を「別表に定める区立幼稚園ごとの年齢」に改めるものでございます。また、条例第四条中「一人当たり日額二百円」を「一人当たり利用時間一時間（一日の利用時間の合計に一時間に満たない端数があるときは、これを一時間とする。）につき百円）」に改めるものでございます。

3 改正案につきましては、資料右肩に記載の二ページ以降の新旧対照表のとおりでございます。

4 今後のスケジュール（予定）につきましては記載のとおりです。本条例は第三回区議会定例会に上程し、令和九年四月一日から施行する予定です。

続きまして、世田谷区立認定こども園保育料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

1 主旨でございます。預かり保育の利用に係る区分を廃止し、預かり保育料の額を変更するとともに、規定の整備を図る必要があるので、世田谷区立認定こども園保育料条例の一部を改正するものでございます。

2 主な改正内容でございます。条例第七条第一項中「利用日及び利用時間に応じた」を「利用時間に応じた」に改めるものでございます。また、条例第七条第二項中「別表第二に定めるとおり」を「一人当たり利用時間一時間（一日の利用時間の合計に一時間に満たない端数があるときは、これを一時間とする。）につき百円」に改めるものでございます。

3 改正案につきましては、資料右肩に記載の二ページ以降の新旧対照表のとおりでござ

います。

4 今後のスケジュール（予定）につきましては記載のとおりとなっており、本条例は第三回区議会定例会に上程し、令和九年四月一日から施行する予定でございます。

私からの説明は以上です。

○桜井純子委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○中山みずほ委員 この預かりに関して、念のための確認です。幼稚園の場合は就労の有無にかかわらず、預かりを申請すれば受け入れられるという解釈でよろしいですか。

○米倉乳幼児教育・保育支援課長 預かりは受け入れられるという状況です。

○中山みずほ委員 そもそも今回この改定をするというのはやっぱりニーズがあるからということでしょうか。

○米倉乳幼児教育・保育支援課長 朝の時間の預かりについては、働いている保護者にとっては早くから預けたいという要望もありまして、また、時間の遅い時間についてもこちらもニーズがあり、拡大するものでございます。

—————
○桜井純子委員長 ④世田谷区立図書館の指定管理者の指定について、理事者の説明をお願いします。

○野上中央図書館長 それでは、世田谷区立図書館の指定管理者の指定について御説明いたします。

1 の主旨でございます。このたび世田谷区立図書館条例第六条第三項に基づきまして、令和九年四月からの指定管理者候補者を選定したところですが、当該候補者を指定管理者として指定するための議案を第三回定例会に提出させていただきますので、その内容について御報告するものでございます。

続きまして、2 施設名称及び指定管理者の候補者名等を御覧ください。選定された候補者は記載のとおりですが、世田谷地域の経堂・下馬図書館は同時に受託することを公募要件としておりまして、結果、現在も両館を受託している株式会社図書館流通センターを候補者として選定しております。なお、両館の運営主体は図書館流通センターですが、施設管理については小田急ビルサービスグループとの共同体となるため、記載の名称となっております。また、烏山図書館についても現在の受託事業者である株式会社ヴィアックスを候補者として選定しております。一方で、新たに指定管理に移行する尾山台図書館は経堂、下馬と同じ図書館流通センター、鎌田図書館は区内で初めて受託するナカバヤシ株式

会社をそれぞれ候補者として選定しております。

次の3指定期間は記載の五年間となります。

続きまして、4選定方法等の㊦選定方法を御覧ください。選定は、①のとおり条例に基づき公募を行い、②のとおり、選定委員会において書類による一次審査とプレゼンテーション及びヒアリングによる二次審査を実施しました。

また、二ページ目の③のとおり、審査に当たっては、図書館業務の実績や専門性、人材確保などの運営の安定性に加えまして、立地環境を踏まえたサービス展開や地域団体との連携を通じた図書館利用の促進、直営館との連携やノウハウの共有などによる地域を基本とした協働体制の推進といった観点から総合的に評価しました。

続いて、㊧選定委員会の構成及び㊨選定委員会開催状況は記載のとおりでございます。一四ページから一七ページには参考として選定委員会の会議録要旨をおつけしておりますので、後ほど御覧ください。

次に、三ページの5選定結果になります。こちらも参考資料として、五ページから一三ページにおいて審査の結果をまとめた選定結果表をおつけしておりますので、こちらも後ほど御覧いただければと存じますが、応募状況につきましては、経堂・下馬図書館と烏山図書館については現在、受託している一事業者のみ、新たに指定管理に移行する尾山台・鎌田図書館につきましてはそれぞれ三事業者の応募がございました。

次に、6選定理由を御覧ください。各事業者は財務面にも問題がなく、総合評価においても六〇%の合格基準点を大きく上回る約八〇%の得点率となりまして、また、先ほど御説明申し上げました評価のポイントにつながる提案として評価のほうをしているところでございます。

その上で、㊦から㊨に記載の各館の主な提案内容について簡潔に御説明いたします。

㊦経堂図書館では、駅前の利便性や多様な利用者層を意識したビジネス支援や子育て支援を充実するとともに、新たな協働機会の創出や、特に同一事業者が運営する下馬図書館との効果的な連携を基に直営館との連携も進めていくこと、㊧下馬図書館では、公園に隣接した立地を生かしつつ、商店街や文化施設等の地域資源との連携を深めることで、本を介した交流や体験から読書へつなげる取組を推進すること、㊨尾山台図書館では、商店街や地域書店などと連携した展示やイベントのほか、ティーンズコーナーの整備や大学と連携した空間づくりなど、学び、交流の創出やコミュニティーの活性化を進めること、四ページに進みまして、㊩鎌田図書館では、子育て世代へのサービス充実や中高生の読

書活動支援のほか、地域資源との連携強化や文具販売等の自主事業など滞在型図書館としてのサービス向上に取り組むこと、㊤鳥山図書館では、立地や複合施設の特性を生かし、地域団体や行政機関との連携事業を展開するとともに、利用目的に応じたゾーニングなど、誰もが利用しやすい図書館を目指していくこととなっております、これらの内容を総合的に勘案した結果、指定管理者候補者として適しているものと判断したところでございます。

最後に、7の今後のスケジュールは記載のとおりでございますが、一八ページ以降には、参考資料として各候補者から提出された事業計画書をおつけしておりますので、こちらも後ほど御参照いただければと存じます。

なお、事業者の権利ですとか競争上の地位、その他正当な利益を保護する観点から、非公表と判断した内容につきましてはマスキング処理を施しておりますので、御了承ください。

私からの説明は以上になります。

○桜井純子委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桜井純子委員長 報告①議会の委任による専決処分の報告（ガス料金の支払遅延に係る損害賠償額の決定）について、理事者の説明をお願いします。

○奥施設計画課長 それでは、議会の委任による専決処分の報告（ガス料金の支払遅延に係る損害賠償額の決定）について御説明いたします。

1 主旨です。本件は、区立学校において発生した会計事故に伴い、延滞利息の請求を受けたことから、地方自治法第百八十条の規定に基づき損害賠償額の決定について専決処分を行ったため、御報告するものです。

2 事故の概要、相手方は東京ガスです。当該区立学校において、令和八年四月分のガス料金二千七十七円の払込書が学校へ送付されましたが、施設計画課への回送が行われなかったため、料金が未払いとなりました。その後、学校に督促状が送付されたことから、事務職員が令和八年六月三十日に自費で料金を支払いました。この結果、四月分のガス料金に係る延滞利息十八円が発生したものです。

3 事故発生の経緯です。当該学校では令和八年二月に他校の改築に伴い使用しなくなった大型ガスエアコンを移設し、同年三月十三日から使用を開始しておりました。これに伴

い、新たなガスメーターを設置しており、口座振替が開始されるまでの間は、東京ガスが発行する払込書によって料金を支払う運用となっておりました。払込書の送付先はガスの使用場所である学校となっていたため、学校で受領後、施設計画課へ交換便により送付することとしておりましたが、令和八年四月二十七日付で発行された四月分ガス料金の払込書について施設計画課への回送は行われませんでした。その後、同年六月末に東京ガスから学校へ督促状が送付され、同七月三日にガス供給停止予定と記載されていたため、事務職員が六月三十日に当該払込書を用いて自費で支払いを行いました。同八月四日に施設計画課が七月分の請求書を確認した際、四月分ガス料金に係る延滞利息が加算されていることを確認し、調査を実施しました。その後、四月分の料金が六月三十日に納付済みであることが判明し、聞き取り調査により、事務職員が自費で支払っていた事実を八月六日に確認いたしました。

4 事後の対応。支払い期限翌日の令和八年五月二十六日から同六月三十日までの延滞利息十八円については既に支払い済みです。

5 事故発生の原因。本件の主な原因は、学校及び関係部署間における情報共有の不足でございします。学校においては支払い関係書類の受領及び処理を都の事務職員が単独で担当しており、校長、副校長及び区の事務職員との間で当該事務処理に関する情報共有が十分に行われておりませんでした。また、施設計画課においても四月分のガス料金未納を早期に把握できなかった要因として、三月分の支払いは区に届き支払いが行われていたものの、年度替わりに伴い、管理簿が更新された結果、四月分の支払い実績が空白となっておりました。一方で、五月分及び六月分の支払いは行われていたことから、ガス料金の請求は五月分から開始されたものと誤認していたことも納付の発見が遅れた要因です。

6 今後の再発防止です。再発防止策として三点挙げております。㊦施設計画課から施設営繕担当部及び学校に対し、本件事故の概要を周知するとともに、払込書の適切な取扱いや情報共有の徹底について注意喚起を行いました。㊧施設営繕担当部に対しては、工事発注時の仕様書等において公共料金の払込書の送付先を本庁所在地とするよう依頼するとともに、設備の利用開始や料金発生に関する情報を学校及び施設計画課と確実に共有する体制を整備いたします。㊨施設計画課は公共料金の支払いのみを行っている課であるため、予算元である施設整備課から、予算要求段階から翌年度に同様の支払いが発生する工事予定情報の提供を受け、その情報を基に設備の使用開始状況や請求書の到達状況を確認しながら、適切な支払い処理及び執行確認を行ってまいります。

7 相手方への損害賠償額、東京ガスに対しまして損害賠償額は十八円です。

8 専決処分日。専決処分日は令和八年八月二十一日です。

このたびは誠に申し訳ありませんでした。今後、再発防止策を着実に実施し、適切な事務処理と管理体制の徹底に努めてまいります。

説明は以上です。

○桜井純子委員長 ただいまの説明に対して御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桜井純子委員長 報告②令和八年度世田谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書の提出について、理事者の説明をお願いします。

○山本教育総務課長 それでは、令和八年度世田谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書の提出について御報告いたします。

まず、1 主旨でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十六条の規定に基づき実施いたしました世田谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果につきまして、同法同条第一項により区議会に報告書を提出するものでございます。なお、本件につきましては、教育委員会で御議論いただき、決定されたものでございます。

次に、2 点検及び評価の目的ですが、一つ目は、教育委員会の主な施策や事務事業の取組状況について、進捗状況や課題、今後の取組の方向性を明らかにすることにより効果的な教育行政の一層の推進を図ること。二つ目は、教育委員会自らが行った点検及び評価の結果について報告書を作成し、これを区議会に提出し、公表することにより教育委員会の責任体制の明確化を図ることでございます。

3 点検及び評価の対象は、御覧のとおりでございます。

4 学識経験者の知見の活用ですが、法の規定にあります教育に関し、学識経験を有する者の知見の活用を図るため、記載のとおり、三名の学識経験を委嘱しております。

5 点検及び評価の結果につきましては、資料二ページ以降の評価報告書としてまとめてございます。

資料右上のページ番号、七ページを御覧ください。点検・評価の対象となる取組項目の一覧となります。取組項目 1—1 乳幼児教育・保育の充実から、八ページの一番下、取組項目 4—5 地域社会との協働まで、二十の取組項目ごとに点検・評価を行っております。

九ページ以降、七六ページまで、取組項目ごとに現状と課題、各施策の進捗状況として、五年間の取組内容及び令和七年度の実績、成果、課題と今後の方向性に加え、学校からの意見など、各施策の今後の方向性の視点となる取組項目の現状と課題に対する総括までそれぞれまとめております。

七七ページ以降でございますが、三人の学識経験者からの総括的な御意見をそれぞれ掲載しております。

一ページにお戻りください。最後に、6今後のスケジュール（予定）でございます。九月の第三回区議会定例会へ報告書を提出した後に、区ホームページ、区政情報センター等で公表する予定でございます。

説明は以上です。

○桜井純子委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桜井純子委員長 ㊦新たな行政経営への移行実現プラン（令和七年度進捗状況）について、理事者の説明をお願いします。

○山本教育総務課長 それでは、新たな行政経営への移行実現プラン（令和七年度進捗状況）について御説明いたします。なお、本件は五常任委員会及び四特別委員会との併せ報告でございます。

1の主旨でございます。世田谷区基本計画に掲げる目指すべき未来の世田谷の姿の実現に向け、区は令和六年三月に新たな行政経営への移行実現プランを策定し、持続可能な新たな行政経営への移行を目指し、取組を進めております。このたび、プランの二年目に当たる令和七年度の取組について、決算を踏まえた効果や成果を新たな行政経営への移行実現プラン（令和七年度進捗状況）としてまとめましたので、御報告するものでございます。

2の進捗状況についてでございます。本編に沿って御説明いたします。資料右上の五ページをお開きください。新たな行政経営への移行の五つの到達点ごとの進捗状況について記載しております。ページ上段、①新たな仕組みづくりについては、行政手法の転換等により時代に即した区民サービスを提供し、多様化するニーズに的確に対応する体制の構築を図る取組として、令和七年度当初予算に国分寺崖線の樹林地保全管理などで一億七千八百万円を計上したところ、決算額は一億七千四百万円、令和八年度の当初予算額は、介

護保険認定調査や生活保護事務の見直しなど、福祉に係る相談機能の体制強化に係る経費の増などにより二億六千九百万円となっております。ページ下段、②区民目線からのサービス利便性の向上については、区民ニーズに対応し、便利で利用しやすい行政サービスを提供していくとともに、行政内部の事務改善を図る取組として、令和七年度当初予算に都市整備領域における次期まちづくり情報システムの構築や予防接種事務の効率化などで三億七千二百万円を計上したところ、決算額は三億三千百万円となりました。マイナンバーカードセンター運営における入札の落差金等により執行額が減となっております。

また、令和八年度の当初予算額は、都市整備領域における次期まちづくり情報システムの構築や新BOP学童クラブ事務の見直しに係る経費の増などにより四億一千八百万円となっております。また、各取組を進めることで業務時間について令和六年度と比較し、約一万時間の削減につながっております。

続いて、六ページを御覧ください。ページ上段、③職員の時間の効果的活用については、事務マニュアルやフローの整理、見直し、デジタル技術の活用などにより区民サービスの維持、向上を図るとともに、職員の力を効果的に活用する取組として、令和七年度当初予算に各所管における補助金、助成金等申請受付業務の効率化、総務事務センターなどで六億三千二百万円を計上したところ、決算額は六億二千五百万円で、令和八年度の当初予算額は、国保業務等の手法の見直しや各所管における補助金、助成金等申請受付業務の効率化に係る経費の増などによって八億六千四百万円となっております。また、各取組を進めることで、業務時間について令和六年度と比較し約二・六万時間の削減につながっております。

ページ下段、④業務量増に対しての効率的対応については、今後、増加することが見込まれる行政需要に対し、限られた資源で着実に対応できる体制を整える取組として、令和七年度当初予算に、道路通報の対応業務、道路巡回作業の効率化など六千六百万円を計上したところ、決算額は六千九百万円、令和八年度の当初予算額は六千五百万円となっております。

続いて、七ページを御覧ください。⑤組織力の向上・人材の育成（専門性の向上）については、組織横断的な課題や地域、地区の課題に対し、機動的かつ柔軟に対応できる組織の在り方や人材育成の取組として、令和七年度当初予算に備蓄物資管理やタレントマネジメントシステムの導入などで二億一千六百万円を計上したところ、決算額は二億一千百万円、令和八年度の当初予算額は二億三千百万円となっております。

続いて、八ページと九ページには合計百六の取組をそれぞれの到達点ごとに一覧としてまとめております。

一〇ページを御覧ください。取組み項目の表の見方についてですが、表の最下段に⑥として令和七年度の主な実績をお示ししております。

一一ページ以降に百六のそれぞれの取組み項目を記載しております。本委員会所掌の取組については合計十一の取組がございます。主な取組について、この場で三点ほど御説明いたします。

まず、二三ページをお開きください。1―㉔ 公共施設の多機能化の推進です。公共施設の多機能化の推進により、区民利用の拡大や利用者層の広がりにつなげ、施設利用枠の拡充や施設利用率の改善を図り、施設の新たな価値を創出することを目的とした領域をまたいだ全庁的な取組の一つでございます。文教の領域としましては、梅丘中学校及び烏山中学校の温水プールについて、土曜日の開放時間を拡大することで区民利用の拡充を図りました。引き続き、他学校施設の開放についても、安全面など管理上の課題も踏まえ、検討してまいります。

続いて、四三ページでございます。左にあります2―㉔ 魅力ある図書館運営・サービスの推進です。令和七年十一月に烏山区民センター、令和八年三月に経堂図書館及び梅ヶ丘駅にブックボックスを設置するとともに、リニューアルオープンした梅丘図書館において、予約資料セルフ貸出しコーナーを導入するなど利便性向上を図りました。また、今後の図書館運営の在り方に係る評価、検証を進め、令和八年三月に管理運営方針を策定いたしました。

続いて、五五ページ、左でございます。4―2 公共施設の新たな維持管理手法の導入です。施設における点検保守業務、修繕業務等につきまして、各業務をまとめて包括的に委託することで事務の効率化を図る取組でございます。令和七年は事業者公募を実施し、優先交渉権者を決定し、令和八年からの業務開始に向け、業務マニュアルや管理システムの構築、関係事業者、職員向け説明会の実施など準備を進めたところでございます。引き続き、持続可能な新たな行政経営の実現に向け、庁内一丸となって鋭意取組を進めてまいります。

御説明は以上となります。

○桜井純子委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桜井純子委員長 ㊦ こども性暴力防止法の施行に伴う職員の犯罪事実確認等について、理事者の説明をお願いします。

○山本教育総務課長 こども性暴力防止法の施行に伴う職員の犯罪事実確認等について御説明いたします。本件は、企画総務常任委員会との併せ報告でございます。

1 主旨です。令和八年十二月二十五日に学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律、いわゆるこども性暴力防止法が施行されることに伴いまして、同法律の概要の御説明に加え、同法律に基づき区が実施する犯罪事実確認等の対応について御報告するものでございます。

2 報告内容です。二ページを御覧ください。まず㊧ 対象事業者の範囲・区分でございます。対象事業者は、義務対象である学校設置者等と認定対象である民間教育保育等事業者の二つに分かれます。法令に基づき、児童等に対して教育や保育等を提供する学校や、認定こども園、保育所をはじめとした児童福祉施設は本法律の義務対象となります。一方、法令に基づく届出等により実施する事業や法令に定めのない事業、例えば放課後学童クラブや学習塾といった事業は、あらかじめ個別に申請し、こども家庭庁からの認定を受けることによって本法律の対象となります。

㊨ 対象事業者の責務です。対象事業者には、日頃から講ずべき措置として、初犯対策、被害が疑われる事案が生じたときの防止措置、犯罪を繰り返させないための再犯対策を行うことが求められます。事業者が行うべきそれぞれの措置の内容は記載のとおりですが、右下、再犯対策に記載の特定性犯罪前科の有無の確認、犯罪事実の確認につきましては三ページにて御説明をいたします。

続きまして、三ページを御覧ください。犯罪事実確認についてでございます。学校や幼稚園といった対象施設において子どもと接する教職員等については、法施行日、令和八年十二月二十五日以降に採用する場合や人事異動等にて着任する場合のほか、現職者についても特定性犯罪前科を確認する必要があるがございます。

㊩ 対象従事者でございます。犯罪事実確認を行う従事者ですが、教職員や保育士など子どもと常に接する職種は一律で対象になります。一方で、事務や栄養士など、業務内容によって子どもと継続的に接する可能性がある職種については、職種をもって一律に対象とすることはせず、こちらにあります支配性、継続性、閉鎖性の三要件を全て満たすと判断される場合に限り、対象といたします。また、常勤職員や会計年度任用職員、有償、無

償のボランティアなど雇用形態の違いや雇用契約の有無などは問わないほか、人材派遣や委託契約によって現場で従事する方についても三要件を満たせば対象といたします。

㊦ 犯罪事実確認のタイミングでございます。法施行、令和八年十二月二十五日以降の新規採用者については、原則として着任日までに確認する必要があります。一方で、令和九年四月一日付の横転者を含む現職者の確認時期につきましては、今後、東京都教育委員会が各区市町村にその日程を割り当てることになっております。なお、一度確認を受けた者についても五年ごとに再度確認する必要があります。

㊧ 区職員の特定性犯罪前科が確認された場合です。この場合は、防止措置として、該当職員を子どもに接する業務に就かせないことが求められます。新規採用者であれば、選考段階で本人に性犯罪前科の有無を申告させまして、その後の確認の結果、虚偽申請であったことが判明した場合には内定の取消しを考えております。現職者の前科が確認された場合には子どもと接しない部署に異動させることとなりますが、すぐには難しい場合には一時的に在宅勤務などをさせることが考えられます。

㊨ 今後のスケジュールです。法施行までに現職者に対し、制度周知や研修を実施するほか、各種規定や採用募集要項の見直しなどを進めてまいります。法施行後は新規採用者に対する犯罪事実確認を行っていくとともに、横転者を含む現職者については法律の施行から三年以内、すなわち令和十一年十二月二十四日までに行う必要があります。こちらは東京都教育委員会から示されたスケジュールに基づき実施してまいります。

御報告は以上でございます。

○桜井純子委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○中山みずほ委員 こども性暴力防止法、いわゆる日本版D B Sが始まるということだと思うんですけども、今の御説明だと基本的に法律の説明だったりだと思うんですが、世田谷区教育委員会としての役割といいますか、具体的な対象、学校は当たり前ですけども、それ以外に何か対象だったり、やるべきことはあったりするんでしょうか。

○山本教育総務課長 今申し上げたのは、おっしゃるとおり国の制度の説明になりました。現在、ちょうど教育委員会内で対象となる職の調査をしております。ですので、これ以外にも対象となるところはあるかなと。今申し上げた三要素に照らし合わせて、これから精査していくところでございます。例えば学校医ですとか調理師の方とかも考えられるのですが、そういったところも精査して、これから決めていこうというところでございます。

○中山みずほ委員 これから決められるということですが、施行が十二月二十五日ということで、多分早急にということになると思うんですけれども、先ほどの三要件、例えば支配性というところに関しては、やはり大人であるというだけである程度の支配性はあるという前提に立って対象を見ていただきたいという要望と、あと特に部活動ですね、いわゆる地域移行をされることもあると思うんですけれども、議論の途中だと思うんですけれども、そこは今対象を考えられていますか。

○山本教育総務課長 この三要件にがっちりハマっているものだけでなく、細かに見ていって職の対象は決めていきたいというふうに考えております。また、部活動支援員に関しましても、こういった三要素が満たされるのかという面でいいますと、やはり指導的な立場であったり、継続的に指導を行うだったり、あるいは、その場だけではなく、どこか部屋に行って指導をするような場合も考えられるということであれば、この対象にもなってくるのかなというふうには考えております。

○中山みずほ委員 あともう一点、多分これは結構膨大な事務手続があると思うんですが、これはどこがやることになるんですか。

○山本教育総務課長 全体の取りまとめは、今現在、教育総務課がやっております。人事課と、それから子どもの領域とも連携をしながら進めております。しかしながら、これを実際に運用するとなると各所管のところにも影響を及ぼしますので、教育委員会全体として取り組んでいくということになります。

○中山みずほ委員 もう一点、その事務作業に関して、例えば委託とか、学校給食もそうなんですけれども、教育所管だと何があるのか。すぐににわかに浮かばないんですが、委託先も追っていく作業というのは委託事業者任せということになるんでしょうか。

○山本教育総務課長 委託も区が委託をしている場合には区が確認をしなければいけないようなところもございますが、基本は委託事業者のほうで確認をしていただくという仕組みになればということで整理ができればというふうには考えております。

○中山みずほ委員 多分、各所管でしばらく混乱があるかなと思うんですけれども、なるべく有効に働くような仕組みにしていきたいとともに、委託先の事務も含めたところもできれば鑑みていただけたらなと要望したいと思います。

○佐藤美樹委員 私もちよっと関連なんですけれども、かなり多岐にわたって、現職員の方たちの事実確認の開始とかも含めて、かなり膨大な作業なんだろうなと思いつつ、今の区職員の方々、子どもに接している、いわゆる現場を持っているところ以外の方たちにも

影響が及んでいるときもあると思うので、庁内横断での何か研修とか、この法施行に対する庁内理解ということについてはどういうふうに取り組みますか。

○山本教育総務課長 まず、この制度の説明につきましては国のほうで何度か説明会を行っておりまして、それに区の職員も関係するところは出席をして聞いておるところです。

いろいろなところに影響を及ぼすというところでは、やっぱり研修は大切なというふうに考えております。教育委員会内では、今後、関係するところの施設には説明会を行っていくということで考えております。

○桜井純子委員長 ㊦世田谷区債権管理重点プラン（令和六年～九年度）の推進状況について、理事者の説明をお願いします。

○近藤学校健康推進課長 それでは、世田谷区債権管理重点プラン（令和六年～九年度）の推進状況につきまして御説明させていただきます。本件は、五常任委員会及び子ども・若者施策推進特別委員会で併せて御報告させていただきます。

それでは、資料右上のページ番号で御説明いたします。一ページを御覧ください。1の主旨についてでございます。区では世田谷区債権管理重点プラン（令和六～九年度）を策定いたしまして、収納率の向上と収入未済額の縮減に取り組んでまいりました。このたび、令和七年度における実績が確定いたしまして、世田谷区債権管理重点プラン（令和六～九年度）の推進状況としてまとめましたので、御報告をするものでございます。

次に、2の債権管理重点プラン（令和六～九年度）の基本的な考え方についてでございます。本プランは記載のような五つの基本的な考え方を柱としておりまして、プランに基づき各取組を実施しております。

次に、3の令和七年度における区全体の債権の概況でございます。令和七年度における収入未済額の合計は、令和三年度を基準年といたしまして約三・二％増加しております。過去五年間の推移を見ますと、令和三年度に収入未済額が大きく縮減した後、年度により増減はあるものの、令和五年度以降は増加傾向となっております。令和三年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う消費抑制や定額給付金の支給、減免・徴収猶予特例制度の活用などによりまして収入未済額の合計は大幅に縮減しておりますが、続く令和四年度は、区民生活がコロナ禍前の消費活動を取り戻しつつあったことや、物価高騰による影響等から令和三年度より約二億六千万円増加しております。令和六年度は前年度か

ら約二億六千万円増加、令和七年度は前年度から約一億円増加いたしまして、収入未済額の合計は約九十六億四千万円となっております。区といたしましては、令和八年度においても、現年分徴収の徹底や滞納整理の取組の強化等に取り組むこととしております。

次に、資料右上の二ページを御覧ください。4の令和七年度の主な取組み実績でございます。令和六年度から引き続き債権を管理する所管課では、納付義務者の個々の状況に応じた丁寧な対応に努めてまいりました。具体的には、㊦、債権管理所管課に対するサポートの拡充として、各所管課が相談できる債権管理に特化した法律相談の実施や、㊧生活困窮者等に対する必要な支援への連携として、令和七年度四月から生活困窮者等に対する必要な支援への連携の仕組みの運用を開始するなどの取組を進めてまいりました。

次に、5今後の主な取組みでございます。㊨徴収体制の強化といたしまして、収納率の向上につながる効率的な体制の構築に向け、今年度、他自治体における債権管理の一元化の導入について二十三区の一部自治体に調査を行いましたところ、特別区民税と国民健康保険料の制度の違いへの対応が難しいことから、導入後に一元化を解消した事例や一元化の導入を見送った事例がございました。こうした事例を踏まえると、当区において一元化に踏み切ることには収納率や体制面で課題が多いため、慎重な検討が必要であり、引き続き一元化に関する調査を継続するとともに、効率的かつ効果的な債権管理体制の在り方についての検討を進めていくこととしております。

また、㊩生活困窮者等に対する必要な支援への連携といたしまして、資力や生活状況等を共有することへの本人同意に対する生活困窮者の心理的な抵抗感を拭うべく、引き続き勉強会の実施等を行うことで当該連携の仕組みのさらなる活用に向けた取組を推進し、相談者一人一人に寄り添った丁寧な対応を継続していくこととしております。なお、令和八年八月十九日時点での同意書取得案件につきましては六件となっております。

次に、資料右上の三ページ目を御覧ください。6の債権管理重点プランに掲げる九債権の各取組みについてでございます。プランにおきまして重点的に取り組むべき債権として、九つの債権を対象としております。対象九債権の収入未済額合計は、区が保有する債権全体の収入未済の推移とほぼ同様の状況となっております。令和七年度の収入未済額の合計は、令和三年度を基準年とすると約二・九%増加しております。過去五年間の推移といたしましては、おおむね横ばいで推移しているものの、令和五年度以降は増加している状況でございます。令和七年度は一部の債権で収入未済額が減少したものの、増加する債権も見られたことから、対象九債権全体では前年度から約一億円増加し、収入未済額の合

計は約九十二億三千万円となっております。区といたしましては、引き続き令和八年度においても、現年分徴収の徹底や滞納整理の取組の強化等に取り組むこととしております。

次に、7の今後の主なスケジュールでございますが、今月中旬にホームページ等により公表することを予定しております。

その後の四ページ以降につきましては、ただいま説明してまいりました内容の詳細のほか、九債権の個別の債権の取組に係る収納の現況、目標及び実績、さらに令和七年度の実績に対する評価などの詳細を記載しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。また、本委員会に関する債権といたしましては学校給食費がございますが、三六ページ及び三七ページに記載をしております。

こちらは三六ページを御覧ください。1 収納の現況において、㊦過去五年間における推移の表がございます。学校給食費の収入未済額につきましては、平成三十年度に全小中学校が公会計化し、会計規模が大幅に拡大したことが主な要因となりまして、令和元年度以降、年々増加してございましたが、令和五年度に区立小中学校に在籍する児童生徒の学校給食費無償化を実施し、現年分の児童生徒の給食費未納がなくなったことなどから令和五年度以降は減少傾向にございます。

給食費の徴収に当たりましては、なるべく現年分の未納を発生させないよう口座振替登録を積極的に促すほか、毎月の督促通知や電話催告を行うなど現年分の徴収を徹底し、令和五年度の学校給食費無償化実施の前後で調定額の規模は異なりますが、いずれも九九%を超える徴収率を維持しております。また、過年度からの滞納繰越分につきましても臨戸訪問や弁護士名による催告を行うなど、様々な手法を用いて債権回収の強化を行っているところでございます。引き続き、収入未済額の縮減に努めてまいります。取組の詳細等につきましては次の三七ページに記載しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

御説明は以上でございます。

○桜井純子委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桜井純子委員長 次は、㊧私立小・中学校等学校給食費相当額給付金の支給について及び㊨区立小・中学校における長期欠席者に対する学校給食費相当額の支給についての二件について、一括して理事者の説明をお願いします。

○近藤学校健康推進課長 では、私からは㊤と㊦の案件につきまして、一括して御説明させていただきます。

まず、㊤私立小・中学校等学校給食費相当額給付金の支給について御説明いたします。

1の主旨ですが、令和八年度から都が実施している補助事業を活用いたしまして、子育て世帯への経済的支援や教育費の負担軽減を図るため、私立小中学校への就学者をはじめ、世田谷区立小中学校に在籍していない保護者等を対象とした学校給食費相当額の給付金を支給するものでございます。

2の対象者数の見込みでございますが、対象者は約一万六千九百人で、そのうち私立校は約一万四千百人を見込んでおります。

3の支給要件でございますが、㊤、㊦の要件を満たす者の保護者等へ支給いたします。㊤は世田谷区の住民基本台帳に登録されている児童生徒でございます。㊦は世田谷区立小中学校に在籍していない小学校一年生から中学校三年生の児童生徒でございます。ただし、世田谷区立小中学校以外の公立学校に就学し、給食費無償化の対象となっている場合や、ほかの制度により学校給食費相当額の支援を受けている場合、ほっとスクールにおいて昼食の提供や昼食費相当額の補助を受けている場合には対象外といたします。

4基準日につきましては、令和八年十二月一日でございます。基準日は学齢簿が整う十月以降の日付としております。また、都の補助金を受け取るためには出納閉鎖までに支払いを完了させる必要があるため、事務手続に要する期間を勘案しまして、十二月一日を基準日として設定しております。基準日時点におきまして支給要件を満たす場合は年額を支給することといたします。ただし、年度途中で住民登録や学籍の異動があった場合は給付金額を調整いたします。なお、給付金は月額により算定しまして、支給要件を具備した日の属する月の初日に当該要件を満たさない場合は翌月から支給することといたします。今年度につきましては、十二月一日以降、各月の初日に支給要件を具備した場合、月額を支給することといたします。

次に、二ページを御覧ください。児童生徒一人当たりの支給額につきましては、記載のとおりでございます。支給額は、区の給食費単価を基に算出しております。年額は、夏季休業期間である八月を除く十一か月分でございます。

6支給開始時期でございますが、令和八年度分は令和九年二月を予定しております。

7の支給方法でございますが、住民基本台帳及び学齢簿に基づきまして対象者を抽出い

たします。申請につきましては、電子申請または紙申請で受け付けまして、審査をした上で対象者へ支給いたします。なお、書類の送付、審査、問合せ等の業務につきましては事業者へ委託をして行います。

8 本事業に係る予算につきましては記載のとおりでございます。歳入予算は東京都の補助金となり、補助率は二分の一でございます。

9 今後のスケジュールでございますが、九月に第三回定例会に補正予算の御提案をいたします。十一月に委託事業者と契約締結をいたしまして、来年一月に申請書を発送する予定でございます。参考資料としまして、想定される主な支給例と東京都の補助事業の概要を添付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

では、続きまして、㊦の案件につきましても御説明させていただきます。区立小・中学校における長期欠席者に対する学校給食費相当額の支給についてでございます。

まず、1の主旨でございますが、区立小中学校において、長期に欠席している児童生徒の保護者等に対し、経済的負担軽減や給食費無償化の利益を受ける世帯との均衡を図ることを目的としまして、学校給食費相当額を支給するものでございます。

2 対象者数の見込みでございますが、対象者は約千六百人を見込んでおります。

3 支給要件でございますが、区立小中学校に在籍している児童生徒のうち、不登校や病気等の事情により学校を長期に欠席し、恒常的に給食を喫食していない者の保護者等を対象といたします。ただし、ほっとスクール北沢において昼食を喫食している場合を除きます。

支給要件は、以下の二つの要件でございます。㊧事前申請による支給です。事前申請につきましては、保護者等から、あらかじめ学校に対して給食を喫食しない旨の申出があり、月の初日から末日まで登校せず、給食を喫食しないことが見込まれる場合は、当該月の給食を提供しなかった期間分の学校給食費相当額を支給するものでございます。㊨事後確認による支給でございます。こちらは保護者等が様々な事情から申請をためらうなどの場合への配慮として、児童生徒の登校機会を確保する観点等から、給食を喫食しない旨の申出を行わなかった場合であっても、結果として、学期の全期間にわたり欠席し、学校給食を喫食していないことが学校において確認された場合は区が保護者等へ申請案内を行い、実績に基づき学校給食費相当額を支給いたします。この場合、四月に遡って支給する予定でございます。

米印の恒常的に給食を喫食していない者とは、基本的には月の初日から末日まで登校し

ないことが見込まれ、かつ、給食を喫食していない児童生徒を指します。なお、体調の回復等により登校した場合につきましては、必要に応じて給食の提供について配慮をする予定としております。

次に、二ページを御覧いただきたいと思います。4の支給額につきましては、一食当たりの学校給食費単価に給食を喫食していない日数を乗じた額になります。なお、支給対象月は、夏季休業期間である八月を除きます。現在の給食費単価は記載のとおりでございます。

5の支給方法ですが、保護者等からの申請に基づき支給いたします。

6予算につきましては、記載のとおりでございます。給食を食べていない方への補助制度に対しては、国や都からの補助を受けられることとなっております。

7令和八年度の経過措置でございますが、現在、ほっとスクールに通室されているお子様の中には、ほっとスクールにおける昼食提供代替補助金の制度に基づき補助を受けられている方がいらっしゃいます。このため、今回新たに実施する補助事業と重複がないよう、令和八年度に限り、交付額を調整する予定でございます。このほっとスクールの補助金の制度につきましては令和八年度末に廃止する予定でございます。

8の今後のスケジュールにつきましては、九月に第三回区議会定例会に補正予算の御提案をいたしまして、十月に学校への周知後、十一月に申請の開始、来年二月に支給を開始する予定でございます。

参考資料としまして、想定される支給例を添付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

私からの御説明は以上でございます。

○**桜井純子委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○**上川あや委員** 区教委のほうでは、区立学校であれ、私立であれ、教育につながっていない子どもがいないかどうか。日本国籍の子どもに限らず、不就学ゼロを目指してこれまで確認の作業をしていただいていたと思うんですけれども、不就学の子どもがいて、学齢期であるにもかかわらず不就学だということが分かった場合には、今お話しのあった二つの支援からは漏れるのかなと思うんですけれども、この辺はいかがなんでしょうか。

○**近藤学校健康推進課長** 不就学の児童生徒に対する給付金の適用があるかどうかについてという御質問でございますが、不就学の児童、例えば無国籍の方ですとか、就学をしていないということが確認された児童につきましても、学齢簿のほうで、例えば無国籍でし

たら、子ども家庭支援センターから相談を受けた内容について、区域外就学ということで学齢簿のほうを整理しておりますので、そういったことを基に確認ができた方であれば、区立の学校に通っていらっしゃるお子さんについては給食を提供しておりますので、私立については把握しておりませんが、区立のほうの給付金の事業で対象とできるかどうかということを要件に合致すれば検討をしたいというふうに考えております。

○上川あや委員　どこの学校にも学籍がないみたいなお子さんも中にはいるのかなと想像するんですけども、その場合というのはいかがなんでしょうか。

学校に通わせていないというケースが、まして不就学ゼロを目指しているとケースとして把握されることがあり得るんだろうと思っているんですね。その場合には、実態として通っているかどうかじゃなくて、学籍そのものが学齢期であるにもかかわらずどこにも置かれていないと、これはどういう対応になるんでしょうか。

○水谷教育相談課長　今、近藤課長から申し上げたとおり、例えば無国籍の方ですとか、そういった方には子ども家庭支援センターからの相談を受け、区が発行した医療証などを根拠として、区域外就学ということで学齢簿を作成し、就学していただくことになるかと伺っています。

あとはケースとして考えられるのは、仮放免者とか、そういったことがあろうかと思いますが、そういった場合は住民記録・戸籍課からの情報提供を受けて、その情報を根拠として、区域外就学により学齢簿を作成するというように伺っております。

○上川あや委員　ちょっと私が浅学で分かっていないんでしょうけれども、簿冊に名前が登録されているということは、それは学校の児童生徒として登録があるということを意味するんでしょうか。

○近藤学務課長　学籍に関してですけれども、お子さんの就学がいわゆる不就学、不明の方については、不就学調査ということで、ゼロを目指して年に何回も調査をしているわけなんですけれども、やはり数名、就学先といいますか、所在が分からないというようなお子さんがいらっしゃいます。

そういう方々につきましては、この給付金に関しては、これはまた教育委員会の中でも相談をしていく必要があるかと思うんですけども、いわゆる区立小中学校に通っていないお子さんということで、学務課では住所等を把握していなくても、先ほどありましたけれども、子家センなり、児童相談所などで住所ですとか状況を把握しているケースがございますので、そういったところからの情報をもらって、給付金について給付していくか

どうかというのはこれから詰めていくことになるかというふうに考えております。

○上川あや委員 最後にいたしますけれども、いずれにしても、学齢期の子どもがどういった状態にあるのか。細かく何度もいろんな手を使って確認をしてくださっているという作業をしてくださっているのであれば、それが生かされるように、例外をつくらない子ども支援を改めて最後をお願いしておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

—————
○桜井純子委員長 ㊤「区立学校のプール施設整備と水泳授業のあり方」一部改訂（考え方）について、理事者の説明をお願いします。

○奥施設計画課長 それでは、「区立学校のプール施設整備と水泳授業のあり方」一部改訂（考え方）について御説明いたします。

まず、1 主旨です。区では、令和六年二月に文教委員会で報告いたしました世田谷区立学校のプール施設整備と水泳授業等のあり方についてに基づき、これまでプール施設整備及び水泳授業等の取組を進めてきました。しかし、近年、猛暑の常態化により学校プールの利用機会が減少していることに加え、学校改築において敷地条件が厳しい事例も生じております。また、施設の維持管理や更新に係る負担も課題となっております。こうした状況を踏まえまして、プール整備と水泳授業の在り方について見直しを進めるものです。

次に、2 基本的な考え方です。これまでの取組と検証結果を踏まえるとともに、猛暑による学校プールの利用機会の減少や安全確保の重要性、施設の維持管理や更新に係る負担を総合的に勘案し、小中学校におけるプール整備の在り方を見直します。現在、実施している実証検証では、民間プール施設を活用した授業において、移動時間を要する場合であっても、専門指導者、インストラクターによるきめ細やかな指導により泳力向上が確認されております。また、教員が安全管理や児童生徒の評価に注力できることから、教員の負担軽減につながるものと評価を得ております。

こうした成果を踏まえ、検証は継続中ではありますが、今後、小学校改築に当たっては、新たな屋外プールは原則として設置しない方向で検討を進めてまいります。なお、現在、改築基本構想（案）策定中の八幡小学校及び深沢小学校については、自校プールを整備しないことといたします。

一方、中学校につきましては、引き続き検討を継続してまいります。

続いて、3 小学校におけるプール授業の方向性です。小学校の水泳授業については、共同利用拠点プールである簡易温水プールや、区内の民間、区営の既存屋内プールを活用し

て実施してまいります。また、徒歩圏内に利用可能な施設がない学校については、バス送迎も含めた移動手段の確保について検討を進めてまいります。

次に、4 中学校におけるプール授業の方向性です。中学校につきましては、教科担任制による時間割編成や部活動での利用など小学校とは異なる課題があります。このため、共同利用拠点校以外の中学校のプール整備の在り方については引き続き検討を進め、令和八年度中の方針改定に向け、整理を進めてまいります。

続いて、5 引き続き検討すべき課題です。まず、各整備手法の経費や利用実績を踏まえ、費用対効果の検証を進めてまいります。次に、共同利用や民間施設の利用拡大に向け、バス車両や運転手の確保など安定的な送迎体制について整理を進めてまいります。また、民間、公営の屋内プールを活用した場合においても、自校プールと同等の学習機会や学習効果が確保できるか検証するとともに、教員の負担軽減につながる方策について検討をしてまいります。

6 今後のスケジュールについては記載のとおりです。

続いて、これまで検討を行ってきた具体的な配置の考え方について、右上、ページ番号 3 以降の別紙にて御説明いたします。別紙は現時点での検討段階の内容でありまして、今後の検討で変更となる場合がありますので、御了承ください。

まず、別紙 1 を御覧ください。この図は共同利用するプールの配置案を示したものです。令和六年度に想定した青丸の七グループに加えまして、新たにオレンジ色の破線の四グループを追加することで、将来的には小中学校合わせて三十八校が共同利用拠点プールを活用して水泳授業を実施することを想定しております。現在、第一号となる奥沢中学校が工事中で、来年度の完成を想定しております。その他の学校につきましては、これからの改築に合わせてつくっていくことになりますので、長期的な計画となっております。

次に、別紙 2 を御覧ください。こちらは民間施設及び区営プールの活用について整理したものです。民間の屋内プール施設や区営プールなどを活用する方向で検討しており、現時点では徒歩圏内にある学校を中心に九校の活用を想定しております。

続いて、次ページ、別紙 3 を御覧ください。こちらは既存プールを引き続き活用する学校を整理したものです。これらの学校については既に改築済みであることから、暑熱対策や遮熱対策を講じながら既存プールを活用していく考えです。本日お示しした内容については今後さらに検討、検証を進め、素案の段階で改めてお示しいたします。

説明は以上です。

○桜井純子委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○おぎのけんじ委員 私はかねてより議会でこういった方向性を求めてきた立場でありますので、この形でどんどん推進していただければと思いますけれども、二点ほど伺いたいんですけれども、大蔵のプールは検討のテーブルに上がっているのか、いないのか、今後その活用の可能性があるのかどうかというのが一点。

これから改築を控えている学校も数多くある中で、その検討ボードというのかな、地域の方が参加する検討体があると思いますけれども、そこでプールのことについても多分議論の対象となると思うんです。私が今まで学校の関係者の方からいろいろ聞いてきたのは、プールがなくなると、その学校及び周辺の水利がなくなるんじゃないかという懸念を示される方が多いんですけれども、そこに対する返しというか、それをどのようにお考えなのかというのを教えてください。

○奥施設計画課長 まず一点目の大蔵運動場のプールの活用につきましては、現段階におきまして、改築校で今計画しております砧小学校は、今年度、実は使わせていただいております。

ただ、やはり区民を対象としたプールとなっておりますので、今後、スポーツ所管と調整しながら利用枠などについても協議していく必要があるとは思っておりますが、大蔵については徒歩圏ではないということがありますので、今のところですが、積極的に活用するということではなくて、一時的に改築校が利用することがあるぐらいの位置づけで検討を進めております。

続いて、二つ目の質問で消防水利の件ですが、おっしゃるとおり、消防署と調整して、今、学校のプールというのは消防水利に指定されております。ただ、プールが今後設置されないことを進めていきますが、建物の改築を進める際に、それを想定しながら、建物の基礎に消防水利に相当する量の水槽を設けまして、あとは世田谷区の住環境条例でも、そもそも消防水利というものの数量を指定されておりますので、必ず設置しなければいけないものですので、それは何かしらの形で水槽等で今後対応していくことを想定しております。

○おぎのけんじ委員 分かりました。消防水利の件を含め、この件というのは結構な政策転換みたいところだと思いますから、それなりの反対意見というものもあるかもしれませんので、その辺に対する備えというものもしっかり万全にさせていただいて進めていただければということを要望させていただきます。

○**中央委員** 区立学校のプール施設整備と授業の在り方という中で、どうも私はこれを見ていて、子どもたちが置き去りにされているかなというふうに感じていて、子どもたちが全員、原則として小学校のうちに泳げるようになるというのをまず前提に考えてプール整備の在り方を考えたほうがいいと私は思うんですね。

なぜかと言うと、私は地元の小学生を見てみると、プールの授業の日に、天気がいいときに、今日プールがあつていいねと楽しみにしている子と、曇りの日でちょっと肌寒い日に残念がつている子もいるんですけれども、よかったという子が多いんですね。これって多分プールの授業が嫌なんですよね。小学校のときに泳げるようになっていないと、これから先、多分、自転車に乗るのと同じだと思うんですね。早いうちに泳げるようになれば水泳の楽しさというのが多分身につけられる。そういう泳げるようになったという一つの自分の壁を越えることが、いろんなことの壁を越える楽しみとか達成感みたいなものをいわゆる一つ、プール授業で養えるんじゃないかなと思うんですね。

それを考えると、もっと民間の指導者を利用して短時間で泳げるようになるということのほうが私は必要だと思うし、今、先生がこのプール授業を教えるのに働き方改革の中で先生に非常に重荷だという状況の中で、もっとそういう観点があつたら、この先、小学生で泳げるようになった子どもたちが中学になったらもっとプール授業が必要になったり、クラブ活動が盛んになったりということにつながると思うんですけれども、その辺の考え方はどうなんでしょうか。

○**東城教育指導課長** おっしゃっていただいたとおり、民間のコーチを活用するとより泳力は伸びるかもしれません。ただ、指導課の立場としては、まずは教員の指導力の向上を図りながら、民間の力を合わせて、いかに水泳の泳力を伸ばしていくか、プールの改築に合わせて考えていく所存でございます。

○**中央委員** 先ほども申しましたけれども、やっぱり泳ぐのが楽しいと思わなきゃ絶対に泳げるようにならないと思うんですね。今現状でそういう子が多いということは、やっぱりプール授業の在り方に問題があると思うんです。その辺のところを教育委員会が理解していないと、これはいつまでたっても解決にはならないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○**東城教育指導課長** 学習指導要領で例えば六年生のゴールとしては、平泳ぎとクロールで約五十メートル泳げることとなっております。当然そこまで行かない子も中にはいるかもしれませんが、まずは低学年、中学年のうちに水に慣れる感覚、浮く、泳ぐ感覚

をしっかり養って、とにかく水が怖くない、いざ何か事故等で水に落ちたときに慌てない、着衣泳の指導も併せて中長期的に指導してまいります。

○**宍戸三郎委員** そうだとすれば、今、小中学校で暑かったり、寒かったりで授業時間が短い中で、それを達成するというのは、なかなかおっしゃっていることと実情とは矛盾があるんじゃないでしょうか。その辺のところも含めて、今の答弁では私はちょっと納得できないんですけれども、どうでしょうか。

○**東城教育指導課長** おっしゃるとおり、身につけるべきものは身につけさせたいんですけれども、基本的に日本の小中学校が履修主義といいまして、まずは習う。それでもし身につけていなかったら、修得主義のように、例えば学年を上げないとか、そのようなこともあり得ますので、まずは基本的に知識を含め教えていく。例えば跳び箱も同様、全員が跳べるかというとなかなか苦手なお子さんもいらっしゃるので、個に応じた指導を通じて、委員おっしゃるように、何とか全員目標を達成できるように引き続き学校を指導してまいります。

○**宍戸三郎委員** では、これ以上続けても同じだと思うので、意見として、もう少し考えていただきたいと思います。

○**岡本のぶ子委員** 別紙3のところで、既存プールを活用する学校が三十七校ということで書かれております。ここについては、小学校も、中学校もですけれども、あるプールを活用しますよということで、区の説明の中で、基本的な考えの中に、近年の猛暑の常態化により学校プールの利用機会が減少しているということがまず冒頭に述べられておりますので、既存の小学校、中学校のプールを活用するところは遮熱対策をしますということが触れられているんですけれども、ちょっと気になるのは、別紙1のところでは共同利用校の学校、これは簡易的な屋内プールをつくりますというところなんです、それぞれの表に時間軸がないんですよね。

いつまでに遮熱対策が施されるとか、また、いつまでに屋内プールがつくられて共同利用するとか、そういうところのお示しがないので、今、宍戸委員が言われたことにもつながるんですけれども、学習指導要領にもあるような、小学生のときにちゃんと泳げる、平泳ぎだったら何メートル泳げるとか、そこまでちゃんと区として保証できるのか。

要は猛暑でプールが使えない、だからプールの利用ができないからと言われているのと、別紙1と別紙3は時間軸が書かれてないので、いつの段階でそれぞれの学校の子どもたちが泳げるようになるんでしょうかが見えない中で、この委員会の中でそれを判断する

というのは難しいかなと思うんですけれども、できれば、この表の中にいつまでにこれができますとか、そういう時間軸も入れていただければと思います。いかがでしょうか。

○奥施設計画課長 時間軸の記載がないというところですが、まず別紙1につきましては、今後、改築を想定している学校に整備をしていくということがまず前提となった資料となっております。

実際に今、公共施設等管理計画に基づいて改築を進めておりますが、現在、改築に向けて動いている学校というのは奥沢中学校、砧中学校、あと駒沢中学校の三校になりますので、この三校につきましては、あらかじめ先を見通した施設整備ということで期間をお示しすることはできるんですが、そのほかの学校につきましては、公共施設等管理計画の改定がされて、初めてその学校に共同利用プールというところができる、あとは小学校については屋外プールをつくらないというところが明確に分かりますので、今後、今年度中にこの計画をしっかりと固めていく予定で、今現段階では考え方というふうにお示ししていますので、現時点で明確に施設の分かる学校につきましては期間をお示しできればと思っております。

あと、別紙3の学校につきましても、もう既に暑熱対策、遮熱対策をやっている学校とやっていない学校が確かにありますので、今後、その辺も含めながら改定に向けて整理していきたいと思っております。

○岡本のぶ子委員 今の御説明でも、今、共同利用校となる拠点校三校が、ここに書かれているうちの十一校中三校が今後計画に入っていますということで、それ以外、見えないとなると何年かかるんだろうという中で、共同利用校の小学校の子たちは、今あるプールが使えない状態になるようなことも起こり得るんだろうなと思いますので、そういうときに遮熱対策を共同利用校、要は拠点校ができるまでの間は、共同利用校であったとしても遮熱対策を施すとか、もしくは民間の指導者のところで学ぶとか、そういったことを抱き合わせで考えないとちょっと厳しい状況であることが今の答弁では感じるのですが、その点、別紙1は別紙1のままで、共同利用校になっているところも拠点校が改修するまでは何も手をつけないということになるのか、その点だけ最後に伺います。

○奥施設計画課長 今回、施設整備のほうを中心として考え方を整理いたしております。ただ、猛暑の関係でプール授業ができていないという学校があるためにハード面で屋内プールの拠点校をつくっていかうということをお示しました。

ただ、プールにつきましては、一番暑い時期をずらせばできる学校もあるというのも聞いております。ハード面だけではなくて、ソフト面では学校と対話をしていかなきゃいけないなどと思っているのと同時に、委員おっしゃいましたできるまでの対応についてもしっかり検討を進めなきゃいけないと思っていますし、しっかり授業ができるように対策をしなければいけないと思っていますので、この件につきましては引き続き検討させていただきます。

○高橋昭彦委員 先ほど宍戸委員が言われたとおり、今、子どもたちが泳ぐことが苦手になっているという状況は本当によく考えなきゃいけないと思うんです。

ここにも書いてあるとおり、酷暑で水泳の時間がどんどん減っているというふうに言うんだけど、これは実際にどのくらい減っているかというのはちゃんと出しているんですか。

○東城教育指導課長 昨年度と今年度、今、各学校に何回中止になったか等はヒアリングをしているところです。

○高橋昭彦委員 ヒアリングで、その結果、どういう数字が出てきているのかというのはお示しいただけないですか。

○東城教育指導課長 一例ですけれども、五回計画している水泳授業のうち三回中止になったという事例もありました。今年度です。

○高橋昭彦委員 また状況をまとめて教えてほしいと思うんですけれども、それともう一つ、さっき指導課長が言っていたとおり、教員の指導力をつけていかなきゃいけないと言ったけれども、やっぱりこれだけ水泳の授業が少なくなってきたら、ちゃんと教えるということができないからこそ、さっき宍戸委員が言っていたとおり、インストラクターとかをどんどん使った方がいいんじゃないのという話になってきちゃうんだけど、本来は教員がちゃんとやれなきゃいけないんじゃないかなと僕は思うんですけど、そこはどう思っているんですか。

○東城教育指導課長 委員がおっしゃるとおり、本来は教員がきちんと指導力を身につけるべきであると考えます。

○高橋昭彦委員 では、そのためにどうするんですか。

○東城教育指導課長 小学校の例ですけれども、各ブロックで夏休みに実は体育実技研修というものをやっております。主には跳び箱とか器械運動になってしまうんですけれども、例えばそこに世小研体育部の協力を得て、座学になってしまうかもしれないですけれ

ども、水泳の指導の講習の時間をきちんと取るなど、体育部と協力しながら指導力の向上を図ってまいります。

○高橋昭彦委員 まいりますということは、それはまだやられていないということですか。

○東城教育指導課長 区全体を通して、泳力の指導向上を図る研修はまだ行えておりません。

○高橋昭彦委員 では、早急に取り組んで、子どもたちの苦手意識をなくすということは大事だと思いますので、先ほどの数字とかをちょっと示していただきながらまた詰めていければと思いますので、よろしくお願いします。

○央戸三郎委員 この件について、ちょっと教育長の見解を聞きたいんですが。

○知久教育長 このプールの見直しなんですけれども、この四、五年に向けてかなり検討を行っています。ちょっと補足をさせていただくと、民間のプールを活用してインストラクターを使っているんですが、まず使える時間が限られます。毎日使えるわけではなくて、民間プールが休んでいる日なんです。その一日を使い回しているという実情がある。さらに、各学校が学年を変えながら行っているんですけれども、その民間のプール自体もインストラクターが限られる中で、やっぱりインストラクターの確保というのも一つ大きな課題ではあるというふうに思っています。

実際に通ってきた子どもたちの意見を聞いたり、保護者だとか、あるいは教員の話聞いても一定の効果が出ているというのはあるので、そういった意味で、今回の仕組みの中では、拠点校に通う学校ですとか、通常の時数より時間が限られてきてしまうので、往復する時間ですね。そこでインストラクターの活用を図っていくということにしておりますので、そこは教員だけではなくて、民間の力も入れて一緒に泳力を確保していくという立てつけにしておりますので、その辺は御意見等を聞きながら、どういう方向性がいいのか。資源も限られている中なんですけれども、子どもの泳力確保を見据えつつ、最善の方法は考えていきたいというふうに思っています。

○桜井純子委員長 では、㊤世田谷区文化財保存活用地域計画の策定について（世田谷区文化財保存活用基本方針の見直し）について、理事者の説明をお願いします。

○平原生涯学習課長 それでは、世田谷区文化財保存活用地域計画の策定について御報告いたします。

まず、1の主旨でございます。教育委員会では、平成二十九年四月に世田谷区文化財保存活用基本方針を策定し、地域の歴史や文化の保護、継承に関する基本的な方向性を示すとともに、重点的な取組事業を進めてまいりました。この基本方針は令和八年度末で設定期間であるおおむね十年を迎えることから、この間の成果や課題を踏まえて内容の見直しを行い、文化財保護法の改正により制度化された文化財保存活用地域計画として新たに策定し、より具体的かつ計画的な文化財の保存活用に向けた地域計画に移行してまいります。

続いて、2のこれまでの経過です。平成十九年に国の文化審議会文化財部会が歴史文化基本構想を提唱し、その後、平成二十九年四月に世田谷区文化財保存活用基本方針を策定しました。また、平成三十年六月の文化財保護法改正により文化財保存活用地域計画が法定制度として位置づけられました。

次に、3の基本方針の成果及び課題です。主な成果といたしましては、㊦のとおり、世田谷デジタルミュージアムの構築、公開による情報発信の充実、文化財ボランティアの育成、せたがや歴史文化物語の取組、郷土学習支援の充実、多言語化の推進などが挙げられます。一方で、㊧にありますように、デジタルミュージアムのさらなる魅力向上、次大夫堀公園民家園再整備構想の具体化、文化財調査の充実、収蔵スペースや保存環境の確保などが課題となっております。

続いて、4の地域計画の概要でございます。㊨といたしまして、「歴史文化基本構想」とは、文化財の保存活用に関する方針を自治体が策定する際のモデルとして文化庁が示した考え方です。法定制度ではありませんが、これまで世田谷区を含め、全国百二十自治体で策定されております。これに対し、二ページを御覧ください。㊩として、文化財保存活用地域計画は、その考え方を法定計画として発展させたものであり、文化庁の認定を受けることで成立いたします。令和七年度末時点で全国二百三十六自治体が策定しております。㊪を御覧ください。地域計画の認定を受けることのメリットといたしましては、登録文化財に関する提案や一部事務処理の特例を受けられるほか、国庫補助事業において優先的採択や補助率加算などのメリットがございます。

次に、5の主な策定事項です。法定事項としましては、①から⑤にございます文化財の保存及び活用に関する基本方針、保存、活用のための措置、文化財調査に関する事項、計画期間、推進体制などを定めます。また、⑥地域の実情を踏まえ、必要に応じて記載することができる事項にございます関連文化財群、文化財保存活用区域などについても策定し

てまいります。

続いて、6の計画期間です。計画期間は、次期教育振興基本計画との整合を図りまして、令和十一年度から令和二十年度までの十年間を予定しております。

最後に、7の今後のスケジュールは記載のとおりです。

私からの御説明は以上となります。

○**桜井純子委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○**上川あや委員** これまでの基本方針から法内の計画に移行するというのはいいことだなと思いますし、これは実は議会質問を以前考えていて、考えていたことだったんですよと担当課長には一旦申し上げたこともあったんですけども、今この中で資料の一ページ目の3の⑥のところで、基本方針から今度地域計画に移行するに当たって、現在の基本方針で主な課題として残されているものが計画にステップアップすることによって、どこまで改善につながっていくのかというところがちょっと見えないんですけども、ここはいかがなんでしょうか。

○**平原生涯学習課長** 今回、基本方針ではなくて、法定計画である地域計画に移行いたしますと、文化庁の認定を受ける必要もございます。計画の実効性ですとか対外的な信頼性も高めるというところもございます。また、法定計画として明確になりますので、そういった面では、今回の地域計画に明示することで、それに対しての取組がより具体化して実現されるものになるものと考えております。

○**上川あや委員** では、例えばこれまでも何度か取り上げてきましたけれども、文化財の収蔵スペースが望ましい環境にないところにずっと保管されていたりといったことが、何回も議会質問をしてもそのまま積み残されて検討課題ということが繰り返されるんですけども、こういったことについても好影響を及ぼすと考えていらっしゃるということでしょうか。

○**平原生涯学習課長** 今まで課題として委員に御指摘いただいていた様々なものにつきましても、今回、新しく二ページの5の⑥地域の実情を踏まえ、必要に応じて記載することができる事項として、ここに明示していくということになりますと、区取組だけではなくて、国の認定を受けることで優先的に補助が受けられる可能性も広がりますので、そういった面では、より現在よりも具体化されるものだと考えております。

○**上川あや委員** ぜひこれまで積み残されてきた課題をこの際しっかりと計画の中に落とし込んで、改善につなげていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○桜井純子委員長 ㊦ 小学校の学校主事業務の民間委託について、理事者の説明をお願いします。

○本田学校職員課長 それでは、小学校の学校主事業務の民間委託について御報告いたします。

1の主旨でございます。令和四年四月から民間委託を開始している小学校の学校主事業務について、令和八年度に民間委託導入三年目を迎える小学校三校のアンケート調査結果と令和八年度の新規委託校の実施状況及び令和九年度からの新規委託予定校を報告するものでございます。

2の現状でございますが、㊧、現在、区職員で学校主事の人員の状況でございます。四月現在で常勤職員が九十人在籍している状況でございます。職員の配置は一校当たり常勤職員二人、会計年度任用職員三人を基本としております。今後五年間で三十名程度の退職者の発生が見込まれております。㊨ 学校主事の業務は六項目でございまして、詳細は右側に記載のとおりでございます。6の児童の安全・擁護に関する業務が小学校特有の業務でございます。

3の民間委託の実施状況についてでございます。㊩ 年度別導入校は令和四年四月から二校の委託を開始し、令和八年四月時点で合計十二校の学校主事業務委託を行っております。

二ページ目を御覧ください。これまでの履行状況ですが、小学校の業務委託導入開始の令和四年度から新規委託校に対して年二回、その他の委託校についても年一回、履行状況調査を実施しております。また、令和五年度には、駒繫小、芦花小、奥沢小の三年生から六年生の児童、全学年の保護者、各学校の常勤教職員を対象としたアンケート調査を実施して、意見や要望を確認するなど、業務委託に当たり、丁寧に学校現場の状況を把握しながら進めてきたところでございます。

4の民間委託の効果・検証についてです。まず、㊪、アンケート調査の実施でございますが、令和八年度に民間委託導入三年目を迎える小学校三校の三年生から六年生の児童及び保護者、各学校の常勤教職員に対してオンラインによるアンケートを実施いたしました。

①調査内容の項目について、作業員の接遇の状況、作業員の各業務の状況については五つの区分から選択していただき、作業員に関する意見は自由意見として記入をお願いいた

しました。②調査期間は、令和八年四月二十四日から五月十四日まででございます。③調査結果ですが、六ページ目以降、別添1にお示ししておりますので、六ページ目を御覧ください。

六ページから七ページにかけまして各項目のアンケート結果をグラフでお示しております。児童、保護者、教職員のいずれの方々からも、そう思う、どちらかといえばそう思うといった、おおむねよい評価を得ていることがうかがえるかと思います。一方で、児童や保護者からは、学校内をもっときれいにしてほしい、朝もう少し早く来てほしいといった御意見や要望も、少数でございますが、ございました。

三ページ目を御覧ください。次に、三ページ目の㊦令和八年度の新規委託校における業務の履行状況についての①履行状況調査の実施について御説明します。令和八年度の新規委託校である太子堂小学校、京西小学校、中町小学校の三校の校長先生が、四ページ目に記載の評価項目について五段階評価をいたしました。総合評価において、四ページ目の上のほうを御覧いただきたいんですが、京西小学校は五段階の四の評価、太子堂小学校と中町小学校は五段階の三の評価でございました。

㊦の①履行状況調査を受けまして、次に、㊦の②学校管理職へのヒアリングを実施いたしました。例えばア、環境整備業務については、今まで気がつかなかったところまできれいに清掃していること、定期的に清掃を行っていることをヒアリングを通じて確認しております。また、イ、管理修繕保守業務について、動かなくなったつり戸を修繕するなどの対応をしていることを確認いたしました。ウ、校務・庶務業務について、学校公開の受付における保護者や地域の方の対応、また、入学式の来賓の案内や誘導を問題なく対応していることも確認をいたしました。エ、児童の安全・擁護に関する業務について、登下校時の交通安全誘導や校外学習の付添いなどの業務を支障なく実施していることも確認しております。オ、非定型的な業務について、災害対応に備え、避難訓練に参加してもらい役割等を確認することや、学校宛てに届いた荷物を運んだり、トイレでの粗相や嘔吐処理を対応するなど円滑な学校運営に寄与していることを確認しております。カ、関係者の反応について大きなトラブルは発生していないと評価を得ていることも確認をしております。

㊦のアンケート調査の実施と、㊦の新規委託校の履行状況調査等を踏まえまして、㊦委託事業者へのヒアリングを実施いたしました。各業務について適切に実施していることを確認し、学校からの評価を下げないよう、業務の質の維持向上に引き続き努めるよう依頼をしております。

五ページ目を御覧ください。5の民間委託化の今後の方向性についてでございます。今年度のアンケート調査や履行状況調査及びヒアリングの実施結果を踏まえ、適切な学校運営の観点から、次年度以降につきましても履行状況調査等を実施することや、委託校数や委託校の決定に当たりましては、様々な事情を考慮し、学校主事職員の人事配置の状況にも十分留意しながら委託を導入する方向で進めてまいります。

最後に、6の令和九年度の委託予定について御説明いたします。まず㊦新規委託予定校につきましては、先ほども御説明いたしましたが、職員の人事配置状況に十分留意しながら、業務委託による強制異動が生じないように、学校主事職員が異動対象となっている学校から選定するということを基本的な考え方としておりまして、その状況を考慮した結果、小学校について記載の四校を選定いたしました。

㊧委託事業者の選定につきましては、公募でのプロポーザル方式によって実施をいたします。

㊨今後のスケジュールについては、九月以降、事業者選定を開始し、十二月に委託事業者を決定、翌年一月から三月にかけて新規委託校における準備、引継ぎ、事前研修等の実施を経まして、四月の委託開始に備えてまいります。

御説明は以上でございます。

○**桜井純子委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○**佐藤美樹委員** 一点だけ、三ページにある朝もう少し早く来てほしいという意見というところなんですけれども、これは開門時間を早めている学校とか、そういうところから出たものですか。背景というか、経緯を教えてくださいと思います。

○**本田学校職員課長** 今、朝開門事業をモデル校でやっておりますけれども、必ずしもそこから出たというものではなくて、全般的な運用の中で、そういった御意見を持っている方もいらっしゃるということで我々としては受け止めているところでございます。

○**佐藤美樹委員** うちの周りを見ていても、特に早く行く子どもにも対応できるように割と早めに立っていらっしゃる印象はあるので、特にこれで何か変えろとかということは必要ないんだろうなと思いつつ、そういう認識ですか。

○**本田学校職員課長** 今の学校主事業務委託の中の開始時間を特に早めるということは想定しておりませんで、先ほども申し上げました朝の開門時間、朝の見守り事業なども含めて、教員の働き方改革推進計画の中にも位置づけていますので、そういったところで対応できる学校を広げていければというふうに考えております。

○上川あや委員 学校の、特に教員などの負担を減らして、民間にできることは民間にどんどん委託をしていきたいと思います流れで、全否定するつもりは全くないんですけれども、一点ちょっと気になっているのが、こうした民間委託を進めていったときに、今はどこも人材確保難で、例えば練馬区は学校給食を外部委託していて、そのまま順調に運営が続くのかと思ったら、人材確保難で翌年度は受託を辞退したいということになったらしくて、これをどんどん進めて行って、自分たちが持つ人材みたいなことを自分たちは抱えずに手放していったときに、民間がこれをちょっと人材確保できませんみたいなことが起きないのかなということがとても気になるんですけれども、いかがでしょうか。

○本田学校職員課長 人材確保、これは全体として非常に課題になっているというふうに我々も受け止めておりまして、委託事業者も一事業者だけではなく、今、実は六事業者いらっしゃるしまして、特に何か地域割りというわけではないんですけれども、毎年プロポーザルの中で五事業者、六事業者選ぶような形で選定をしております。

その中で、事業者側も人材を確保するためには、あまり一気に校数が増えても難しいということもございますので、幾つかの事業者がある意味分担をしながら、学校のほうを担当して、そういった人材確保も十分できる余裕を設けられるように我々としては配慮を行っていますし、そういった意味で、なるべくそこは質も担保しながら、これからもできる事業者を選定していきたいというふうに考えております。

○上川あや委員 しっかり安定的に業務を担っていただけることがまず大前提だと思います。委託した先での就労というものがむしろ低賃金で不安定な雇用みたいになっていったときに、やっぱり不安が去りませんので、先ほど課長がおっしゃっていましたが、事業者のほうにも、今の人材を確保することの状況、困難性みたいなこともしっかり見ながら慎重に進めていっていただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○中山みずほ委員 私も上川委員とちょっと近いところがあるんですが、例えばこういう委託をしたことがよかったか、悪かったか判断する基準の一つに、委託先、いわゆる三人、委託された方がある学校に行ったときに、入れ替わりのところというのは把握されているんですか。

例えば一年間で実は三人替わってましたとか、もしくは全く替わっていないとか、それも委託の一つの指標だと思うんですね。先ほど上川委員がおっしゃったように、働きやすい場であるかどうかとか、職場環境だったり、処遇だったり、本来であれば、そういったところまで公共はちゃんと見据えなければいけないと思うんですね。そういった調査は

取られているのでしょうか。

○**本田学校職員課長** 委員おっしゃるとおり、業者によって、また、学校によっても御本人の都合などいろいろありますので、一年の中でそういった配置される人員が替わるということは十分あることでありますし、我々もそういった部分については事業者のほうから報告を受けて把握をしております。

その部分では、やはり学校でなるべく安定的に働いていただけるように、そこは事業者とも密にヒアリングを取ったり、意見交換をしながら進めているところでございますけれども、最初に申し上げましたが、やはりそれぞれの配置されている従業員の方の状況でありますとか、家庭事情などいろいろございますので、替わる理由も様々だとは思いますが、労働環境が悪化したことによって、そういった辞められる方が増えるようなことにはないように、我々も事業者とのヒアリングや指導などは継続的に進めておりますし、これからも進めていきたいと思っております。

また、先ほど上川委員からもございました賃金のお話でいきますと、私がいろんな事業者から聞いている範囲ですと、世田谷区は労働報酬下限額を設定しているということで、これはいいことか、悪いことか分かりませんが、他区に比べて少し人員の募集もしやすいというような事業者も中にはございますので、そういった労働者の労働環境をきっちり守っていくように引き続き指導を進めていきたいと思っております。

○**中山みずほ委員** そうしますと、調査はしているという解釈でよろしいですか。要するに議会に報告されるときに委託がどうだったかというのが学校側のものしか報告がないじゃないですか。

でも、本来であれば、これに限らずですけれども、その委託がうまくいっているのかどうかの視点の一つには、さきの労働環境、先ほど労働報酬下限額というお金の話もありますけれども、そこもちゃんと見ていかなきゃいけないのかなと思うんですね。それが大丈夫でしたよ、もしくはこういう調査結果がありましたというのが本来は並行して出るべきではないかなと思うんですけれども、いかがですか。

○**本田学校職員課長** 数字として、例えば定着率という言葉が妥当か分かりませんが、一年間当たりどれぐらい人が替わったかという数字は我々としては出してはいないんですが、日頃、平常の運営の中でこういった方が替わっている、人員が替わっているというところは報告を受け、把握しているところでございます。

その中で、各事業者が安定的に運営していけているのかどうか、それを事業者だけでは

なく、学校の現場のヒアリングなども含めて確認をしているところでございますので、そこは引き続き進めていきたいと考えております。

○中山みずほ委員 これは意見ですけれども、やっぱり働く人がいるというところでも、物のように見ないでほしいということですね。入れ替わりが利くとか、派遣なんかもそうですけれども、そうではないという視点は持った上で進めていただきたいと思います。意見です。

○桜井純子委員長 では、十二時を過ぎましたので、あの時計で二十五分から再開をしたいと思います。

十分間の休憩といたします。

午後零時十三分休憩

—————

午後零時二十五分再開

○桜井純子委員長 休憩前に引き続き、会議を始めたいと思います。

㊦ 世田谷区の教育の在り方における「子ども像」について、理事者の説明をお願いします。

○東城教育指導課長 それでは、世田谷区の教育の在り方における「子ども像」について御報告いたします。

1の主旨でございます。世田谷区では、教育振興基本計画において幸せな未来をデザインし、創造するせたがやの教育を教育目標に掲げ、キャリア・未来デザイン教育を推進してまいりました。現在、国において次期学習指導要領の改訂に向けた議論が進められており、令和八年度末には新たな学習指導要領が公示される見込みとなっております。これを踏まえ、世田谷区教育委員会では、昨年度より世田谷区教育検討委員会を設置し、世田谷区の教育の在り方について検討を進めているところでございます。今回は全体像、すなわち教育の理念・構造の再整理に係る内容として、世田谷区の特色と世田谷区として目指す子ども像について整理した結果を御報告するものです。

2報告の主な内容、㊦ 世田谷区の特色でございます。これまで積み重ねてきた教育実践や施策を基盤として、多様性、地域愛、ことばの力の三つを世田谷区の教育の特色として位置づけました。また、次期学習指導要領の方向性を踏まえ、情報活用能力や国際理解につきましても、これまでの取組を整理しながら今後の教育の在り方の中で検討を進めてまいります。

㊦ 世田谷区が目指す子ども像についてです。予測困難な社会の変化の中にあっても、子どもたち一人一人が受け身ではなく、自ら課題に向き合い判断し、行動しながら自分らしい未来を実現できる人材の育成を目指し、三つの子ども像を設定いたしました。

第一に、多様性の視点から「自分と他者を大切にし、違いを認め、思いやり、自分らしい未来を切り開く子ども」です。自他を尊重する人権感覚や多様性を受け入れる共生の力、他者を思いやり協働する力、そして、主体的に未来を創造する力を育むことを目指していきます。

第二に、地域愛の視点から「我が国とせたがやのまちの文化や伝統を愛し、誇りをもって国際社会で活躍する子ども」です。世田谷や日本の文化、伝統への理解と愛着を深めるとともに、グローバルな視点を持ち、多様な価値観を尊重しながら、地域社会と国際社会の発展に貢献することのできる力の育成を目指します。

第三は、ことばの力の視点から「ことばの力を基盤に、情報を活用して判断したり、自ら深く考えたりする子ども」です。言葉による豊かなコミュニケーションを基盤として、多様な情報を主体的に活用し、自ら問いを立て、対話しながら深く考え続ける力を育むことを目指します。

続いて、3、今後の取組みについてです。世田谷区教育検討委員会において議論をさらに深めるとともに、学校の裁量により一定の授業時数を確保し、探究的な学びやキャリア教育、体験活動等の充実を図るなど検討を進めてまいります。

4 今後のスケジュールについては記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

○桜井純子委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桜井純子委員長 ㊦ 区立小・中学校における一学期始業式・入学式日程の見直しについて、理事者の説明をお願いします。

○東城教育指導課長 それでは、区立小・中学校における一学期始業式・入学式日程の見直しについて御報告いたします。

現在、区立小中学校では、春季休業日を四月五日までと学校管理運営規則で定めており、小学校では始業式と入学式を四月六日同日に、中学校では始業式を四月六日、入学式を四月七日に分けて実施しております。

一方、新年度当初は教職員の人事異動に伴う引継ぎや要配慮児童生徒への対応、また、アレルギー対応等の危機管理に関する確認、学級授業準備などの業務が集中しております。現状では、年度ごとの曜日配列により土日と週休日を除く平日の準備期間が三日程度となってしまう年度も多く、勤務時間内で十分な準備を行うことが難しい状況が続いておりました。こうした状況を踏まえ、安全、安心な児童生徒の受入れ体制の確保と教職員の働き方改革の推進を目的として、始業式、入学式の日程の見直しについて検討を進めるものです。

概要でございます。具体的な見直し内容としましては、令和九年度にモデル校での試行を実施し、小学校、中学校ともに始業式を一日繰下げ四月七日に実施、入学式はその翌日の四月八日に実施することを想定しております。これに伴い、小学校では、これまで同日に実施していた始業式と入学式を別日に分ける運用となります。

㊦本格実施は、令和九年度の検証を踏まえて、令和十年度以降の本格実施を予定しております。

3、今後のスケジュールにつきましては、来年度はまずはモデル校における試行を開始してまいりたいと存じます。

報告は以上になります。

○桜井純子委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○佐藤美樹委員 モデル校が決まっていたら教えてください。

○東城教育指導課長 まだ決まっておりません。

○桜井純子委員長 では、㊧姉妹都市等との教育交流事業について、理事者の説明をお願いします。

○赤司副参事 姉妹都市等との教育交流事業について御報告いたします。こちらは区民生活常任委員会との併せ報告となります。

まず、1の主旨です。これまで三姉妹都市との間で小中学生の派遣、受入れによる教育交流を通じて相互理解と友好親善を深めてきました。令和八年度は新たにポートランド市を派遣先に加えて姉妹都市等との教育交流事業を実施いたしますので、御報告するものでございます。

2 令和八年度姉妹都市等教育交流事業です。まず、㊨派遣事業ですが、今年度より派遣対象を全て中学校二年生とし、派遣先として新たにアメリカ・オレゴン州のポートラン

ド市を追加しております。㊤受入事業ですが、ポートランド市の生徒を中学校で、バンバリー市の生徒を小学校で、ウィニペグ市の生徒を中学校で受入れ、児童生徒同士の交流を行います。ポートランド市の生徒については、今年度より新たにホームステイの受入れを行っております。また、ウィニペグ市の生徒については例年どおり、九月に派遣した生徒の家庭でホームステイの受入れも行う予定でございます。

御説明は以上でございます。

○桜井純子委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○ひえしま進委員 今回ポートランドが加わるということなんですけれども、ポートランド市との交流というのは教育の派遣事業以外にも何かレベルアップするみたいな話とか、何か目的みたいなものがあれば教えてほしいんですけれども、現状どうなっているのか教えてください。

○赤司副参事 令和五年度からポートランド市の受入れをまず先にスタートさせまして、そこで中学校との交流を行ってまいりました。今回こちらから新たに派遣するということについて事前の学習会を五回ほど実施しておりまして、その中でポートランド市がどういう都市なのか、そういったところを学び、生徒一人一人がどんな探求課題を持って派遣に臨むかというところで学習を進めてきているところでございます。

○ひえしま進委員 それ以上のことを今後何かやるみたいな計画はあるんですか。

○赤司副参事 今のところは、特に計画はありません。

○上川あや委員 今回は令和八年度の事業の計画について御説明いただいているんですけれども、大項目の姉妹都市等との教育交流というふうに広く見たときに、来年度を目途に台湾高雄市との教育交流みたいなことの準備を進めていらっしゃるみたいに伺っていたんですけれども、これは順調に進んでいらっしゃるのでしょうか。

○赤司副参事 高雄市への来年度の派遣に向けて、今年の十一月にまずは担当者で現地踏査を行って、状況を把握し、どのようなプログラムが適切かというものを検討した上で来年度の派遣を行いたいと計画しております。

○上川あや委員 世田谷区に限らず、全体に言えることなんですけれども、明治以来の欧米偏重みたいなものもちょっとどうかなとずっと思っていたので、ぜひアジア近隣、特に理解を培っていかなければいけない隣国、一緒に住んでいる方々でもいますので、そのあたりをしっかりと進めていただくよう改めてお願いしておきたいと思っています。ありがとうございます。

○おぎのけんじ委員 ちょっと参考にお聞きしたいんですけれども、この引率される先生方というのは今どのように選ばれているんでしょうか。

○赤司副参事 教育委員会から募集をかけまして、手挙げで応募してきた先生方に、まず海外派遣の引率として参加したい思いを作文というかレポートで出していただいて一次審査という形で行っております。その後、二次審査を面接で行って最終的に決定しております。

○おぎのけんじ委員 応募するに当たっての諸条件といいたいでしょうか、職級とか年齢とか、あるいは語学力といったものがあるのかどうかということと、応募される方の人数というのは結構いらっしゃるんでしょうか。

○赤司副参事 まず要件ですけれども、基本的には主任教諭以上というところで設定をしておりますが、最終的には校長の推薦という形で応募をしてもらいますので、そこについては校長とも相談をしながら決めていきたいというふうに思っております。

応募状況については、今年度、必要な派遣の引率の人数が十七名なんですけれども、そこについて募集の枠を超える人数は応募を受けております。ただ、子どもと同じように物すごくたくさん応募があるわけではないので、そこは今回、中学校の教員だけではなく小学校の教員にも枠を広げて募集を行ったという状況がございます。

○おぎのけんじ委員 分かりました。私は周年行事で二度ほどウィーンのほうに行かせていただいたときに、少しですけれども、引率されていた先生方と触れ合う機会があって、とても意欲的で、子どもたちにもやる気を起こさせたりとか、現地の子どもたちとのつながりとか大変積極的ですばらしいなと思っていたんですね。

これは子どもたちもさることながら、教師側にとってもとてもいい経験になるでしょうし、発表会とかを見ていても本当によい経験として蓄積されていけばいいなと思いますので、実際に行かれた方が再度行くというケースがどれぐらいあるか分かりませんし、その方々がどういうナレッジマネジメントとか情報共有をしているのか分かりませんが、ぜひとも行った先生の経験なり、知識なり、得た見識なりというのをやっぱり横展開していただいて、もうちょっと積極的に手が挙がるようになって、世田谷区全体の教員の方のいろんな意味でのレベルアップにつながればいいなと思いますので、そこは要望させていただきたいと思います。

○高橋昭彦委員 教育交流がどんどん進んでいくことは、これからも非常に大事だと思うんですけれども、今、高雄の話もありましたけれども、前から言っていますけれども、

フィンランドも忘れないで。

一度、コロナ禍前に小中学生を派遣しているんですよね。行って、その後、行った子どもたちが非常にたくましくなって帰ってきているというのも見させてもらいましたし、いろんなところとの交流ができる世田谷になっていかなきゃいけないと思うので、しっかり探ってください。よろしくお願いします。

○**岡本のぶ子委員** 今の高橋委員にも通じますが、国際理解教育の推進ということは我が会派としてもこれまで求めてきましたので、今回、派遣先が拡充されることは大変喜ばしいことだと思っております。

その上で、今回から中学二年生のみを派遣するということで決められたわけですが、要はこの総勢六十八名の中学二年生はどのように選ばれていくのかということをちょっと伺えればと思います。

○**赤司副参事** 教育委員会から募集をかけまして、まず一次審査として作文の審査がございます。そこである程度人数を絞った上で、二次審査として面接を実施して決定をしております。

○**岡本のぶ子委員** 応募される生徒さんにもよるとは思うんですけども、学校が偏るということがあるのか。なるべく様々な学校の中から参加できる子が多いといいなとは思っておりますが、そういった偏りとか、そういったところへの配慮というかお考えは何かありますでしょうか。

○**赤司副参事** 現状としては、学校によつての偏りは多少ございます。子どもたち一人一人の状況を見て、面接で最終的に決定をするということになっているんですけども、そもそもの応募の時点で応募が多い学校、少ない学校がございますので、少ない学校については教育委員会のほうからも校長会を通じて引き続き積極的に呼びかけていきたいと思ひますし、派遣された子どもたちの様子といったものを発信することで、子どもたち自身が学校を通さなくても自ら応募したいというふうに思ってもらえるように、その子どもたちへの働きかけと学校への働きかけと同時に進めていきたいと思ひております。

○**岡本のぶ子委員** 恐らく自分の学校からある子が派遣された、そうすると、その子の声というものがその学校では常に広がっていきますので、もし今後、同じ学校に偏ってくるとなると、一度も行っていない学校はそういう影響というか反響が少ないからこそ、手を挙げるお子さんも少なくなるという気もしますので、そういった意味では、なるべく教育委員会として、特に参加をしなかった学校に対して、そういう子どもたちへの派遣、姉妹

都市との教育交流事業というものが、これだけの体験が積めるんだということも子どもたちが分かる機会というか、そういうことも御検討いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○赤司副参事 今回、派遣の際に動画等を撮影したものを各学校に配信をしていく、その子どもたち自身が見られるようにそういった工夫をしていこうと思っておりますので、引き続きそういった形で子どもたちに伝えられるように発信をしていきたいと思っております。

○央戸三郎委員 私もおとし、ウィーンのほうに行かせていただいたんですけども、たしかそのときにウィーンは小学生が行っていたんですね。そのときに私が感じたのは、これは小学生じゃなくて中学生が行くべきだろうというふうに感じて、たしか質問のときにそういう話をしたと思っているんですけども、その面で、今回中学生になったということは非常にありがたいし、多分これは意義があるものだと感じているんです。

それと、せっかく今、交流事業で海外に行った生徒たちが、たしか昨年の令和七年十一月十日の文教に帰国・外国人児童・生徒に対する支援の拡充という項目があったと思うんです。そのときに、そういうことを支援する人たちがなかなか少ないと。これから外国人や帰国された日本の児童生徒が増えてくる中で、こういうふうに中学生のうちにいった子たちがこういうことをやる、この支援をしようとか、そういう機会を今のうちから教育委員会が準備をしておくのが海外交流の事業の本来の目的につながると僕は思うんですね。ぜひそういうことも交流事業の中に含めて、将来を見据えた事業としてやっていただきたいという要望です。

○桜井純子委員長 では、㊦（仮称）世田谷区いじめの予防及び解消を実現するための子どもの学びと育ちを支える条例（素案）について、理事者の説明をお願いします。

○赤司副参事 （仮称）世田谷区いじめの予防及び解消を実現するための子どもの学びと育ちを支える条例（素案）について御説明いたします。こちらは子ども・若者施策推進特別委員会との併せ報告となります。

まず、資料一ページを御覧ください。1 主旨です。本件は、複雑化するいじめへの対応について、学校、教育委員会、区長部局が一体となり、家庭、地域、関係機関と連携して、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、新たに条例を制定するものでございます。条例の検討に当たっては、学識経験者や心理士、弁護士、PTA関係者、

民生委員、児童委員、校長等から意見を伺いながら検討を進め、このたび素案として取りまとめましたので、御報告するものでございます。

2 条例の基本的な考え方です。本条例は、全ての子どもの最善の利益を基本に据え、いじめを起こしてはならないものであると同時に、起こり得るものとして捉えております。そのため、未然防止だけではなく、予兆への気づきや予防的な対応、早期発見、早期対応、再発防止までを一連の取組みとして位置づけております。また、いじめへの対応に当たっては、責任追及や処罰を目的とするのではなく、被害を受けた子どもの安全、安心と尊厳の回復を最優先としながら、関係する全ての子どもへの支援を重視していることが特徴です。

3、条例（素案）の構成です。条例は、前文及び七つの章で構成しております。それでは、条文の内容について御説明させていただきます。四ページを御覧ください。まず前文では、先ほど御説明した本条例の根底となる考え方を示しております。現在は骨子ですが、今後、条例の理念や制定趣旨がより伝わるよう条例案に向けて取りまとめてまいります。

続いて、第一章総則では、条例の目的や基本理念を定めております。未然防止、予兆への気づきや予防的な対応、被害を受けた子どもの心身の回復、再発防止や関係性の調整、回復までを含めて取り組むことを示しております。また、子どもの最善の利益を最優先とすることや子どもの意見表明権を尊重することを基本理念としております。

次に、六ページの第二章、七ページの第三章を御覧ください。ここでは区立学校におけるいじめへの対応の基本方針と、区、教育委員会、学校、保護者、地域など各主体の責務を定めております。いじめは事案ごとの背景や関係性が異なることから、一律の対応ではなく状況に応じた対応を行うこととしております。また、いじめへの対応を学校だけの責任とするのではなく、区全体で子どもを支える仕組みとしており、教育委員会においては学校を支えるための体制整備、充実等について示しております。

続いて、八ページを御覧ください。第四章、区立学校における段階別対応の基本では、予防、早期発見、早期対応、複雑事案への対応について整理しております。本条例の大きな特徴は、いじめが表面化する前の予兆への気づきや予防的対応を重視している点です。子どもの表情や言動、人間関係の変化などの小さなサインを見逃さず支援につなげることや、明確な被害申告がなくても子どもが苦痛を感じている状況が確認された場合には対応につなげることを定めております。また、SNSトラブルや背景が複雑な事案について

は、重大事態になる前の段階から専門職や関係機関と連携して対応することとしております。

九ページを御覧ください。第五章、体制等では、条例の実効性を確保するための体制整備を定めております。関係機関との連携を図るためのいじめ防止等対策連絡会や、教育、心理、福祉、法律などの専門家で構成するいじめ問題調査委員会を設置し、専門的かつ中立的な立場から調査や提言を行う仕組みとしております。

一〇ページを御覧ください。第六章、いじめ重大事態への対処では、重大事態への対応の考え方を定めております。被害を受けた子どもの生命や心身の安全、安心して学ぶ権利を最優先とし、調査だけではなく支援も並行して進めることを基本としております。また、調査結果については、再発防止や学校支援につなげるとともに、必要に応じて再調査を行う仕組みについて示しております。

一一ページを御覧ください。第七章では、区立学校以外の学校や未就学児施設との連携について定めており、本条例の目的及び基本理念が区立学校以外の学校や関係施設、機関等に広く共有されるよう周知していくことを示しております。

それでは、二ページにお戻りください。4 いじめを取り巻く動向です。国では、いじめ防止対策推進法の制定以降、重大事態調査に関するガイドラインの見直しなど制度の充実が図られております。区においても、いじめ防止基本方針の改定や専門委員会の設置、子どもの権利条例の施行など取組を進めてまいりました。

5 その他です。条例の検討に当たっては、子どもの意見や実態の把握を重視しております。区立小中学校での学級の話合い、全児童生徒を対象としたアンケート調査、ワークショップなどを実施しており、今後これらの結果を条例やガイドラインに反映し、具体的な取組にも活用してまいります。

三ページを御覧ください。6 今後のスケジュールです。九月にパブリックコメントの実施及びシンポジウムの開催を予定しております。その後、条例案の取りまとめを進め、令和九年第一回定例会に条例案を提案し、同年四月の施行を予定しております。

御説明は以上でございます。

○桜井純子委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○上川あや委員 私はざっとしか見ていないので、雑駁な印象に基づく質問になって恐縮なのですが、資料としてつけられている条例の案のほうを見ますと、基本理念のようなどころには何々しなければならないという義務規定が多く見られるのに対して、例えば区立

学校におけるいじめの早期発見とか早期対応とか、こういった部分については何々するものとする、何々するものとする、明確な義務規定と、ただするものとすると書いているのと分けてあって、するものとするという言い方には、その文脈によって義務規定ないしは努力義務に近いような規定であったり、あるいは方針を示すようなもの、様々あるんじゃないかなという幅のある表現なんですけれども、例えばここで言う早期発見とか早期対応となりますと、今、私が御相談で抱えている案件が全く早期対応になっていなくて、学年が変わって、一学期も終わってもう二学期が始まっているのに全く解決がつかないんですけれども、こういう早期発見、早期対応の規定があっても、これがしっかり現場に対応を迫るものにならないのであれば意味がないんですけれども、ものとするという言い方が結構気になるんですね。その辺はどう使い分けていらっしゃるのでしょうか。

○赤司副参事 こちらの表現の仕方につきましてはまだ十分に検討できていない部分もありますので、どういった表現が適切かということについては今後の検討委員会でもさらにしっかりと考えていきたいと思います。

一方で、現場のほうでどのようにこの条例が実効的に行われていくかということにつきましては、今、教育委員会のほうでも学校だけに押しつけるのではなく、やはり学校でしっかりと対応ができるように、教育委員会のほうで新たな組織も今検討しているんですけれども、しっかりと学校をバックアップし、学校で適切な対応ができるような体制を整えられるように検討を進めているところでございます。

○上川あや委員 せっかく条例を制定していただくのであれば、単に徳目を語るだけではなくて、しっかりと実効性を持って、現場がそれによってしっかりと動くということがとても大切だと思いますので、形ばかりの条例にならないように、実効性を保つんだという意思で、しっかり細かい規定の文言まで調整をお願いいたします。

○中山みずほ委員 6 今後のスケジュールの確認なんですけれども、区民意見、パブコメが九月に行われる、実施されるということですが、パブコメ以外のルートで区民が意見を述べるというか、聞く場というのとか、もしくはツールとか仕組みとかはあるのでしょうか。

○赤司副参事 現在、シンポジウムを予定しているんですけれども、そこでは参加していただいた方から質問を受け付けて、その場で全て取り上げられるわけではないと思うんですが、そういった場を設ける予定でございます。

○中山みずほ委員 シンポジウムでもぜひ聞いていただきたいと思うんですが、いじめの

相談は私も本当に多いんですが、関心のある方とか対象というのがいわゆる当事者以外のクラス、学級の中でもやっぱり影響はある中で、いわゆるいじめの当事者ということに関しては影響が大きいと、関心のある保護者もかなり多い中なので、子どもにきちんと意見を取られているのはすばらしいなと思ったんですが、できれば、同じようにやっぱり保護者であるとか、もしくは保護者以外の方も含めて、パブコメなんて残念ながら多分ほとんど見ませんから。なので、せっかくすぐーるとかの仕組みもあるので、大変かもしれないけれども、できれば意見聴取をしていただけないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○赤司副参事　どのようにより多くの声を聞くことができるようにするかということについては、今後また検討していきたいと思います。

○岡本のぶ子委員　この条例そのものは、基本的には区立の学校と教育委員会と関係者ということがメインにはなっていると思うんですけれども、一一ページの第七章に区立学校以外の学校等という項目を設けていただいたことはよいのですが、その3のところではどのように必要な支援につながるよう努めるものとするというところ、要は世田谷区の場合は区立以外の学校に通われているお子さんが中学校に上がると同時にかなり増えていきますので、そういうお子さんの私立学校の中で起きたことですか、公立学校の中で起きていることについてそれぞれの学校が対応し切れないときに、やはり世田谷区の中でどうサポートできるのか、そこについて一点伺えればと思います。

○赤司副参事　今現在もせたホッとという機関がありますので、そこで区立学校以外の子どもについても相談を受けている状況はあるんですが、今後、区立学校以外の子どもたちに対して区としてどのような支援ができるかというところにつきましては、今後、区長部局とも連携しながら検討を進めてまいりたいと思います。

○岡本のぶ子委員　ぜひ検討していただければと思います。これまでもそういう事例は私もお受けして、何度かせたホッと等とも連携を取ったこともございますが、やはりその情報そのものが、区立の小学校に行っていればせたホッとの情報を持っている、そして、その後私立の中学校に進学するという子であればまだせたホッとの存在も分かると思いますけれども、小学校から私学に行ってしまう場合は、区外の私立学校の場合はせたホッとの情報を知らないというお子さんもおられますし、また、知っていたとしても、私立の壁というもので、なかなかせたホッともそこまで踏み込めないということも今までもありましたので、ぜひ区長部局のほうと今後御検討していただきたいということを要望さ

せていただきます。

○**宍戸三郎委員** ちょっとお聞きしたいんですけども、仮称においても条例の名前が長過ぎると思うんですけども、これはこのまま行くのかどうかちょっとお聞きしたいんです。

○**赤司副参事** その名前につきましては、また検討委員会でも意見を聞きながら検討を進めてまいりたいと思います。

○**宍戸三郎委員** 主旨にこの条例の名前は載っているんですけども、今いじめの中では、大阪の寝屋川と加古川がいろんな例で出ていると思うんですけども、条文を見ても、寝屋川の場合は子どもたちをいじめから守るための条例、あと加古川はいじめ等防止条例、やっぱり分かりやすいですね。

世田谷のこれは、もしこのまま行くとすれば、本当にいじめを防止するのかなという意欲が名前からして感じられないと私は受け取っちゃったんですけども、その辺のところはどうでしょうか。

○**赤司副参事** 当然いじめはあってはならないものという前提にありますので、その予防というところにつきましてはしっかりと対応していきたいと思いますし、それを条文のほうにも、しっかりとよりその趣旨が伝わるように表現の仕方等を工夫していきたいと思いますけれども、今回この条例の名称の中心になっている子どもの学びと育ちを支えるというここがほかの自治体とは違う、子どもの権利条例を制定している世田谷区で定めている条例の大きなポイントになるのかなというふうに思っておりますので、そういった意味で、この名称に現在しているところですので、また引き続き、様々御意見を伺いながら検討してまいりたいと思います。

○**宍戸三郎委員** 要望しておきます。

○**佐藤美樹委員** 今回の条例は、今、赤司副参事がおっしゃったように、子どもの権利条例にも照らして、被害を受けた子どもも、とにかく学びが保障されるというところに軸がある条例だなというふうに見ていて思うんですけども、それを考えたときに、十四条の早期対応というところで「安心して過ごすことができる環境の確保」と書かれていて、これまでもいじめが起こった、被害を受けている子、あるいは加害の子が同じ教室空間にいないようにするとか、そういったことへの対応というのは現場ではかなり早い段階で取るようにしてきたという認識があるので、早期対応とこの条例に明文化していることは、今の現状よりどう具体的に変わるのか。

環境の確保というところも、実際にどういうふうによこの部分が現場にも落ちるようなものになっているのか、その辺を知りたいです。

○赤司副参事 そのような被害の子が苦しんでいる状況があるということは教育委員会としても重く受け止めているところでございます。その上で、今回この条例を策定することによって、先ほど御説明させていただいたように、教育委員会としても新たな組織体制を検討しているところです。

その新たな組織では、予防のところもそうなんですけれども、ケアの部分についても、そこへの支援を重点に置いた組織を検討しております。これまでは各学校においてまずいじめの対応をしながら、ケアも行ってきたのはいるんですけれども、そこに対して、さらにその対応と同時並行で支援、ケアというところをしっかりと支援できるように、新しい組織で専門家等も交えながら、子どもたちが安心して過ごせる環境を一刻も早くつくることできるようにしっかりと体制を整えていきたいと思っております。

○佐藤美樹委員 各現場で今条例に書かれていることが具体的に速やかに実行できるような体制をつくるんだということというふうに理解をしました。

ただ、やっぱり学校ごとにその辺にどうしてもばらつきが出てくるというのも常にあるものだと思うので、この十四条のあたりは結構肝なんじゃないかなと思うので、よろしく願いいたします。

○おぎのけんじ委員 私も皆さんと同じで、過去も含めて、いじめの御相談は結構受けてきた立場なんですけれども、この一ページ目からして、被害を受けた子どもの安全・安心の確保と尊厳の回復を最優先とするというのは、似たような表現が結構そこかしこにあるんですけれども、そうだとするならば、いじめを受けた側が不登校になったり、あるいは転校したり、別室で授業を受けたりというケースを余儀なくされるということも私は見聞きしてきました。

一方で、加害者側は従来どおり学校に通って、普通に学校生活を送るというのはやはりできる限り避けるべき状況じゃないかなと思うんですね。やむなく両者を分離する必要があるという場合は、まずは加害者に対する何らかの措置を講ずることによって被害を受けた児童生徒の安心、安全な環境を守るという考え方を私は明確にしていきたいと思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

○赤司副参事 加害の児童生徒についても、その行為の背景をしっかりと把握をして、様々ケースによって双方が被害を訴えるケースもありますし、一つ一つのいじめが起こっ

てしまった背景に何があるのかというところにしっかりと目を向けて、適切な支援、指導ができるようにしていきたいというふうに思っております。

加害の子への指導、支援というところにつきましても、今ある法律やガイドラインに基づいて適切な措置が取れるように引き続き対応していきたいと思っております。

○おぎのけんじ委員 おっしゃるとおりだと思うんですけども、今の条例案の中からすると、やっぱり加害者に対する措置ということが、当然、悪意性だとか継続性とか被害の程度にもよるんでしょうけれども、そこをちゃんと捉まえて、必要に応じては加害者側への措置を毅然として講ずるみたいなのところも考え方として示していただかないと、被害を受けた御本人ですとか、あるいはその御家族も気持ち的にこれで納得されるとは私は到底思えない部分もありますので、今後、検討の材料としていただければと思います。要望です。

—————
○桜井純子委員長 では、㉔いじめの重大事態の調査における調査結果報告について、理事者の説明をお願いします。

○赤司副参事 いじめの重大事態の調査における調査結果報告について御説明いたします。

一ページを御覧ください。初めに、1 主旨です。教育委員会では、いじめ防止対策推進法及びいじめの重大事態の調査に関するガイドライン等に基づき、いじめ問題への対応を進めてまいりました。このたび、いじめの重大事態調査を行っていた事案について調査が終了したため、その結果を報告するものでございます。

続いて、2 いじめの重大事態調査についてです。法で定められている重大事態の定義及び対処について記載しております。

続いて、3 報告内容です。こちらについては別紙で御説明させていただきます。それでは、右上の二ページを御覧ください。こちらが一件目の調査になります。重大事態調査に関する調査報告書の概要版になります。本事案につきましては、いじめの重大事態の調査に関する調査結果の公表指針の4 公表の例外㉕対象児童生徒または保護者が公表を望まない意思を明確に示している部分に基づいて、第1 事案の概要、第4 事実経過を踏まえた検証、第5 当該事案に係る学校の対応についての検討については非公表となっております。

第2 調査組織及び調査期間です。本事案につきましては、弁護士二名、公認心理師一名

の計三名で構成された第三者委員会方式により調査を実施しております。調査期間は令和六年八月三十日から令和七年八月二十七日までとなっております。

第3 いじめの定義等については記載のとおりです。

第6 再発防止策についてです。調査報告書では再発防止策として七点の提言がなされております。一点目は、事実確認、見立て、手だてという基本的な対応の流れを再確認し、その妥当性を確保することです。二点目は、子どもの最善の利益の観点から現実的かつ持続可能な解決策を模索することです。三点目は、関係保護者との共通認識の形成に向けた本質的な対話力の向上です。四点目は、児童の心的外傷に関する基本的知識と適切なケア方法を習得することです。五点目は、これらに関する教職員研修の充実です。六点目は、実際の事案において活用できるスクールカウンセラーの配置です。七点目は、迅速かつ円滑ないじめ重大事態調査実施体制の構築となります。

続いて、右上三ページを御覧ください。こちらはもう一件の重大事態調査に関する調査報告書の概要版でございます。本事案につきましても、いじめの重大事態調査に関する調査結果の公表指針、4 公表の例外 ㊦ 対象児童生徒または保護者が公表を望まない意思を明確に示している部分により、第1 事案の概要、第2 調査組織、調査期間及び方法、第4 事実経過を踏まえた検証、第5 当該事案に係る学校の対応についての検討につきましては非公表となっております。

第3 いじめの定義等については記載のとおりです。

第6 再発防止策です。まず一点目は、いじめの定義について教職員が改めて正確に理解し、適切に認知及び対応を行うことです。二点目は、学校生活アンケートの回答内容を踏まえ、いじめ及びいじめが疑われる事案の発見を徹底することです。

右上、四ページを御覧ください。三点目は、学校いじめ防止等委員会等の会議における議事録作成など記録の保存及び情報管理を適切に行うことです。四点目は、学校いじめ防止等委員会の開催について、学校方針と実態が乖離していることについて改善することです。五点目は、いじめ事案発生時における教育指導課への情報共有について、区の手引に基づき確実に実施することです。

教育委員会といたしましては、これらの提言を踏まえ、再発防止及び適切ないじめ対応の徹底に向けて各学校へ指導、助言を行ってまいります。

一ページにお戻りください。4 今後のスケジュールです。本調査結果につきましては、令和八年九月に区のホームページにて公表する予定でございます。

御説明は以上です。

○桜井純子委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

—————

○桜井純子委員長 ㊤公共施設の利用ルールの改正及びけやきネットの再構築の検討の方向性について、理事者の説明をお願いします。

○渡部地域学校連携課長 私から、公共施設の利用ルールの改正及びけやきネットの再構築の検討の方向性について御説明いたします。なお、本件は区民生活常任委員会、都市整備常任委員会、DX・地域行政・公共施設整備等推進特別委員会との併せ報告でございます。

資料を御覧ください。1の主旨です。けやきネットシステムの保守期限が令和十年八月末に到来することから、区民から寄せられた御意見や要望などを踏まえ、利用ニーズに合わせて公共施設の利用ルールを見直し、新ルールに適合する新たなシステムを導入いたします。

2の現状と課題の整理については記載のとおりでございます。

次に、資料三ページを御覧ください。3の施設利用ルールの改正方針につきましては、公共施設等総合管理計画、新たな行政経営への移行実現プラン等の関連計画との整合性を確保しながら、利用ニーズへの対応やシステムの利便性の向上等に向けた検討を行ってまいります。具体的には四ページから六ページに記載してございますが、少人数団体の登録、個人での利用、講演会や展覧会など不特定多数の利用及び地域のスポーツや文化活動に資する民間クラブの利用の許可、団体の登録区分を利用目的に即した区分に細分化することなどを検討してまいります。

けやきネットシステムにつきましては、より簡単で操作性の高いシステムを導入するとともに、キャッシュレス決済やデジタル認証など利用者への利便性の向上を図ってまいります。不適正な利用対策としましては、苦情の多いテニスや体育館利用を重点的に検討してまいります。

六ページ、中ほどを御覧ください。4の予算及び5の条例等の一部改正につきましては記載のとおりとなります。

6のスケジュールにつきましては、今後、庁内での検討結果をまとめた利用ルールの改正方針をお示しし、区民意見募集を経て改正案を提案する予定でございます。

なお、八ページ以降に区民から寄せられた意見や要望などについて一覧として載せてございますので、後ほど御覧ください。

私からの御説明は以上でございます。

○桜井純子委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桜井純子委員長 次に、㊦令和八年度全国学力・学習状況調査の結果（速報）について、理事者の説明をお願いします。

○柄澤事業推進担当課長 このたび、今年度四月に実施した全国学力・学習状況調査の公表がございましたので、取り急ぎ、教科の結果の御報告と今後の取組について御説明いたします。

1 調査概要でございます。㊧実施日、㊨対象、㊩、参加した児童・生徒数、㊪調査目的については記載のとおりです。㊫調査内容は、小学校は国語、算数、質問調査、中学校は国語、数学、英語、質問調査です。中学校英語については三年に一度程度の実施であり、今年度実施され、タブレット端末等を用いた文部科学省C B Tシステムによるオンライン方式が採用されました。また、結果は正答率ではなくI R T、項目反応理論に基づき算出したスコアが使用されています。このスコアは五百が基準となるように設定されており、五百を上回っていれば全国平均以上、下回っていれば全国平均以下とお考えください。

2 調査結果でございます。㊬は小学校、㊭は中学校について、世田谷区、東京都、国それぞれの平均正答率、スコアを一覧で示したものとなります。今年度、小中学校とも全ての教科において本区の平均正答率、スコアは国や都を引き続き上回っており、世田谷区の学力状況は良好であると言えます。

3 調査結果の活用についてでございます。㊮教育委員会は、区全体の状況や質問調査との相関関係等について分析してまとめ、校長会や各種研修会などで活用し、各学校が指導方法の改善、充実に生かすよう指導してまいります。㊯各学校は、児童生徒や自校の課題等を把握し、授業改善の方策や次年度の教育課程の編成に生かしてまいります。㊰学校ごとの平均正答数や平均正答率などの数値の公表は行いません。

4 今後のスケジュールでございます。区全体の学力の状況や課題等について分析した結果をまとめ、十二月の文教常任委員会において改めて報告させていただく予定です。

報告は以上となります。

○桜井純子委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桜井純子委員長 ㊟せたがや架け橋プログラム（案）について、理事者の説明をお願いします。

○米倉乳幼児教育・保育支援課長 せたがや架け橋プログラム（案）について御説明いたします。本件は、子ども・若者施策推進特別委員会との併せ報告となります。

1 主旨でございます。区では、国における架け橋プログラムの推進を踏まえ、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、世田谷区の特色を生かした架け橋プログラムの策定に向けて検討を進めており、このたびプログラム案を取りまとめたので、報告するものでございます。

2 プログラム作成の経緯でございます。区では、幼保小の円滑な接続を目指して、平成二十八年度に世田谷版アプローチ・スタートカリキュラムを作成し、平成二十九年度から三十年度の試行を経て、令和元年度より区立小学校及び区立幼稚園、保育園において実施しております。また、令和三年度には世田谷区教育・保育実践コンパスを策定するとともに、学び舎への参加対象を区立幼稚園に加え、私立幼稚園や保育所等へ拡大するなど、幼児教育と小学校教育の連携、接続の充実を図ってまいりました。こうした取組を踏まえまして、令和五年度にアプローチ・スタートカリキュラムの改訂委員会及び作業部会を設置し、モデルとなる学び舎において実践的な検証を行いながら、区の特色を生かしたせたがや架け橋プログラムの検討を進めてまいりました。令和八年六月には、各園、各校の実情に即したより活用しやすい内容とするため、区立小学校及び就学前施設を対象にアンケートを実施し、寄せられた意見を踏まえて内容の検討を行い、案として取りまとめたものでございます。

3 プログラム案の概要でございます。こちらは本編で御説明させていただきます。まずはページ右上の六ページ、活用の手順を御覧ください。せたがや架け橋プログラムは大きく分けて解説編と実践の手引き編の二部構成となっております。解説編としては、第一章ではプログラムを推進するに当たり、本プログラムの狙い、幼児教育と小学校教育の特徴、これまでのアプローチ・スタートカリキュラムとの関係性などを整理しております。第二章では、世田谷区の特色でもあります学び舎等の活用を示しております。次に、実践

の手引きとして、第三章でチェックリストを活用した就学前施設と小学校の関係づくりを、第四章で架け橋期のカリキュラムの作成について記載しております。

一二ページまでお進みください。こちらは架け橋プログラムの狙いである子どもたちの学びと育ちのつながりをイメージでお示ししたものでございます。図の下側から、乳幼児期からのつながり、五歳児から小学一年生までの架け橋期、小学二年生以降と学びと育ちがつながるイメージを示しております。

小学校教育で育みたい資質・能力、知識及び技能、思考力、判断力、表現力等の基礎、学びに向かう力、人間性等が幼児期に育まれ、後ほど御説明いたします幼児期の終わりまでに育ってほしい姿などを通して架け橋期のカリキュラムを作成、実践することで円滑につなげていく考えでございます。就学前の環境変化に慣れることを主な目的とした世田谷版アプローチ・スタートカリキュラムを活用しつつ、架け橋プログラムは、より包括的に子どもの姿を捉え、就学前後で子どもの学びと育ちをつなぐことにより、小学二年生から先へも学びと育ちがつながることを目指しております。

それでは、一八ページまでお進みください。こちらでは世田谷区の特色として、これまで積み重ねてきた学び舎の仕組みを活用しながら、就学前施設と小学校が相互に理解を深めていく流れをお示ししております。各学び舎には就学前施設と小学校との幼保小連携に関する調整役として、区立幼稚園や保育園等を窓口園として位置づけております。架け橋プログラムの取組を進める際には、窓口園と小学校が中心となり、まずは先生同士の関係づくりや情報の交流や育みたい子どもの姿の共有などから始めていただくことが考えられます。その上で、架け橋期のカリキュラムの作成や実践の見直しにつなげていくといったことを目標とした流れをお示ししております。

続きまして、二一ページにお進みください。ここからは実践の手引き編に入ります。第三章では「『子どもたちの姿から互いの教育・保育内容を話し合える』関係性の構築」について記載しております。

二二ページへお進みください。こちらでは各園、各校において現在の取組状況を確認できるチェックリストを掲載しております。体制づくりや教職員交流、教育・保育交流、架け橋期のカリキュラム作成に向けた取組みなどについて、基盤づくり、連携・接続の実施、連携・接続の充実がどの程度進んでいるのかを確認することができます。架け橋プログラムは新しいことを一から始めるというものではなく、これまでの各園、各校、各学び舎で取り組んできた交流活動や情報共有、授業、保育の相互理解が土台となっておりま

す。こちらのリストを活用し、関係性を構築しながら対話を深めていければよいと考えております。

続きまして、二七ページへお進みください。第四章では「架け橋期のカリキュラムの作成と活用方法について」記載しております。ここでは大きくカリキュラムを作成する際に就学前施設と小学校が互いの教育、保育を理解するための三つのヒントと架け橋カリキュラムの作成方法の二点を記載しております。

二九ページまでお進みください。まずは一点目として、幼保小の先生方が幼児期の終わりまでに育ってほしい姿などを手がかりに、子どもの姿について話し合う際のヒントや実際に作成する架け橋カリキュラムの例を掲載しております。

それでは、三〇、三一ページを御覧ください。こちらは幼児期の終わりまでに育ってほしい十の姿を示したものでございます。まず、十の姿はいわゆる到達目標ではありません。また、それぞれの姿が小学校の特定の教科や単元に一体一でつながるといったものでもありません。

三一ページの園庭での遊びの例を見ていただきますと、一つの遊びの中にも、友達と協力する、どうしたらうまくいくか考える、自分の考えを伝える、数や形に関心を持つなど様々な姿が重なって表れます。つまり十の姿は、子どもを十項目で評価するものではなく、遊びや生活の中で子どもがどのような経験をし、どのように学んでいるのかを捉えるための視点となってまいります。例えば友達と相談しながら何度も試したり、工夫したりして遊んできた経験は、小学校に入って自分で考えて試したり、友達の考えを聞いて自分の考えを広げたりする学びへつながっていきます。このように幼児期の数量や図形への関心がそのまま算数の特定の単元につながるということではなく、幼児期の経験の積み重ねが小学校の様々な学習の中で生かされ、さらに育っていくということです。そして、架け橋期のカリキュラムを作成する際には、この十の姿を手がかりに、幼保小の先生方が今の子どもたちがどのような経験をし、どのように学んでいるのか、これからどのような経験を大切にしていきたいのかなどを話し合います。

こういった意味で、十の姿は、幼保小の先生方が子どもの学びと育ちを同じ目線で語るための共通言語であり、話合いを進めるためのヒントとなります。こうした対話を通じて、幼児期で大切にしてきた経験や学びを小学校でどのように受け止め、さらに育てていくのかを共有し、架け橋期のカリキュラムを作成いたします。

三四ページ以降には、実際に作成する架け橋期のカリキュラムの作成手順を掲載してお

ります。

最後に、四七ページ以降には架け橋期の取組の参考となるようモデル研究や実践事例集を抜粋して掲載しております。

それでは、右上のページ、二ページまでお戻りください。4 今後のスケジュール（予定）でございます。せたがや架け橋プログラムは、十月頃の完成を目指しております。完成後は解説動画の配信や研修等の実施により関連施設等でより活用しやすくなるよう支援を進めていく予定でございます。また、令和十年度には全二十九学び舎が魅力ある学び舎になることと連動した取組みや教育振興基本計画等の改定に合わせた内容の見直し等も今後検討していく予定でございます。

私からの説明は以上でございます。

○**桜井純子委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○**佐藤美樹委員** すごく大事なコンセプトが形になってきたので、ボリュームが大量なので全部はまだ見られていないですけれども、二点聞きたいことがありまして、これからそのカリキュラムを作成したり、窓口という言葉が出てくる、窓口園という言葉があるんですけれども、この窓口園というのは区立幼稚園、区立保育園というところを期待されていますか。

○**米倉乳幼児教育・保育支援課長** 現在、窓口園は区立幼稚園と区立保育園が担っておりますが、学び舎の中に区立園のないところは私立の保育園が担っているところもございます。今後、私立の幼稚園や保育園のないところには、また私立の園にお願いして調整していただくようなことも考えております。

○**佐藤美樹委員** 関連するんですけれども、事例を見ても、結局、幼保小連携の保の部分というのは、世田谷区の現場としてはやっぱり私立保育園というのが一番のボリュームになるので、以前、私は学び舎とか架け橋プロジェクトで質問した際にもいろいろやり取りさせていただいたんですけれども、どうしても架け橋プロジェクトだったり、アプローチカリキュラムだったり、そういったここでやっている取組が私立保育園のところに波及しない、あるいは学び舎にひもづいてもらおうとか、そういうことがなりにくいという傾向があるなというふうに思っていて、やっぱり今回これをつくられて、このカリキュラムを一緒にやるというところまですごく期待したいんですけれども、その辺はどうやって巻き込んでいくおつもりか、聞きたいです。

○**米倉乳幼児教育・保育支援課長** この取組自体を今世田谷の土台としてあります学び舎

の仕組みをもって進めていくことを想定しておりまして、この冊子でいうと、右上のページ、一九ページのところにその仕組みを記しているんですが、まずは小学校と学び舎の窓口園のところで、窓口園が中心となってプログラムを進めていき、さらに学び舎に加入しているほかの就学前施設のほうと連携していくようなことを想定しております。

小学校と窓口園でつくったカリキュラムのほうも学び舎内の園に共有しまして、各園がそれぞれ自分の園に合ったカリキュラムに修正して取組を進めていく、そういったことを想定しております。

○佐藤美樹委員 言いたかったのは、私立保育園、認可保育園でもこの学び舎というところにひもづいて、協力して一緒に研修をやったりしていращやる園もあることも存じているんですけれども、大体は学び舎というところにはあまり意識が及んでいないとか、あるいは一緒に連携する対象になっていない私立認可のほうが多いかなと思うので、そこをやっぱり巻き込めるかどうか、今回の架け橋プログラムというのが今までのものより連続性のあるものになる肝だと思うので、そこはしっかりと区が音頭を取っていただきたいというのが言いたいことですが、大丈夫でしょうか。

○宇都宮教育総合センター長 もう既に四つのところで実践をしていますので、それをホームページ上で公開していきます。これからカリキュラムを作った場合には、いろんな園の方が見られるようにホームページ上に公開していきますので、それを見ていただいて、同じようにというか、例えばA校とB幼稚園がやっていることに、そこにB幼稚園とC保育園が入って一緒にやるとか、そういった形で拡張していきたいというふうに思っています。

例えばある小学校では、幼稚園がなくて、十の保育園が小学校とつながっているというところもありますので、そこももうつながって実践をしているというところもございます。そういった形で、乳幼児教育・保育支援センターのほうも研修会の中でも実践してまいりたいと思いますので、とにかく二十九学び舎の中の一覧表、窓口園は全てのところに配付していますので、それを含めて実践を重ねていきたいというふうに思っております。

○桜井純子委員長 ㊦その他ですけれども、ほかに報告事項はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桜井純子委員長 なければ、以上で報告事項を終わります。

○桜井純子委員長 次に、2 協議事項に入ります。

㊦次回委員会の開催についてですが、第三回定例会の会期中である九月十八日金曜日午前十時から開催予定としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○桜井純子委員長 それでは、次回委員会は九月十八日金曜日午前十時から開催予定いたします。

以上で協議事項を終わります。

○桜井純子委員長 そのほか、何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桜井純子委員長 ないようですので、以上で本日の文教常任委員会を散会いたします。

午後一時三十三分散会
